





# 目次

## ○起業したい

相談・情報提供	ページ
経営課題や新事業展開について相談したい！【(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部】	1, 2
地域の課題を解決するビジネスで創業したい！【地域課題解決型起業支援事業】	3
経営課題を相談したい！【(公財) 北海道中小企業総合支援センター】□	4
経営課題を専門家に相談したい！【北海道よろず支援拠点】	5
ベンチャー企業に投資したい！【エンジェル税制】	6
ビジネス・インキュベータに入居したい！【(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部】	7
スタートアップ・企業・新規事業に関心がある！【スタートアップ創出・集積促進事業】	8

融資制度	ページ
運転資金や設備資金を借りたい！【中小企業総合振興資金貸付金】	9, 10

## ○新たな事業に取り組みたい

相談・情報提供	ページ
食の商品開発・マーケティングの相談をしたい！【マーケティングアドバイザー事業】	11
食の新商品をテスト販売したい！(国内・海外)【テスト販売制度】	12
どさんこプラザで催事を開催したい！【マーケティングサポート催事制度】	13
先端技術等の導入・人材確保について相談したい！ 【地域企業の先端技術人材確保・育成等支援事業】	14
スタートアップ・企業・新規事業に関心がある！【スタートアップ創出・集積促進事業】(再掲)	15

補助金	ページ
新分野・新市場進出等で企業の競争力を高めたい！【中小企業競争力強化促進事業費補助金】	16

## ○経営を改善・強化したい

相談・情報提供	ページ
事業承継・引継ぎ後に経営革新に挑戦したい！事業引継ぎ時に専門家を活用したい！ 【事業承継・引継ぎ補助金】	17
経営を立て直したい！【北海道中小企業活性化協議会】	18
事業を円滑に引き継ぎたい！【北海道事業承継・引継ぎ支援センター】	19
事業を円滑に引き継ぎたい！【北海道後継者人材バンク】	20
専門家に相談したい！【専門家による経営改善集中支援事業】	21

給付金	ページ
事業縮小に伴い労働者を休業、出向させたい！【雇用調整助成金】	22

## ○新たな技術開発に取り組みたい

相談・情報提供	ページ
技術面の困りごとを解決したい！【「北のものづくりネットワーク」について】	23
生産性や品質・コストなどの課題を解決したい！ 【ものづくり産業分野人材確保支援事業（専門家派遣・成功事例創出）】	24
ものづくりにDXを取り入れて生産性・競争力を向上したい！ 【ものづくり産業分野人材確保支援事業（DX促進活動支援事業）】	25
食品加工技術の高度化や新製品開発に取り組みたい！ 【道立地域食品加工技術センター・地方独立行政法人 北海道立総合研究機構】	26
技術相談や試験・分析をしたい！【地方独立行政法人 北海道立総合研究機構】	27

共同研究等	ページ
技術相談や共同研究、試験分析をしたい！【道立工業技術センター等の技術支援等】	28

## ○工場や機械など設備投資したい

補助金	ページ
北海道で事業をしたい！【企業立地を促進するための助成措置（北海道産業振興条例）】	29, 30

貸与制度	ページ
設備を導入したい！【小規模企業者等設備貸与制度】	31

## ○新たに雇い入れたい

相談・情報提供	ページ
ハローワークに経営、人材確保等の相談をしたい！【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】	32
人材の確保・定着に取り組みたい！【戦略産業人材確保・定着支援事業】	33
道外在住の優秀な人材を確保したい！【UIJターン新規就業支援事業（移住支援事業）】	34
道内・道外の人材を確保したい！【人材確保緊急支援事業】	35
ものづくり人材を確保したい！【ものづくり分野等に関わる従業員の確保】	36
プロフェッショナル人材を活用したい！【プロフェッショナル人材センター運営事業】	37

補助金・説明会等	ページ
航空機関連産業へ参入したい！宇宙・航空機関連産業の人材を確保・育成したい！ 【航空機関連産業雇用創造・クラスター事業／宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業】	38

給付金	ページ
生活保護受給者等を雇いたい！【特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）】	39
地域に住む求職者を雇いたい！【地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）】	40
正社員採用を前提として試行的に雇用したい！【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）】	41
季節労働者を通年で雇いたい！【通年雇用助成金】	42
不安定雇用を繰り返している求職者を雇いたい！ 【特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）】	43

## ○高齢者を雇用したい

相談・情報提供	ページ
「年齢にかかわらず働ける企業」を目指したい！【高齢者雇用に関する事業主への支援】	44

給付金	ページ
高齢者や障がい者を雇いたい！【特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）】	45
就職困難者を成長分野で雇いたい！【特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）】	46
就職困難者を雇い入れ・人材育成をしたい【特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）（人材育成）】	47
高齢者の賃金制度を整備したい！【高齢労働者処遇改善促進助成金】	48
高齢者の定年を引き上げたい！【65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）】	49
高齢者の雇用管理制度を整備したい！ 【65歳超雇用推進助成金（高齢者評価制度等雇用管理改善コース）】	50
有期契約労働者の高齢者を無期雇用労働者へ転換したい！ 【65歳超雇用推進助成金（高齢者無期雇用転換コース）】	51

## ○障がい者を雇用したい

相談・情報提供	ページ
障がい者の雇用・職場定着・職場復帰に取り組みたい！【障がい者雇用支援事業】	52

給付金	ページ
障がい者の雇用環境を整備したい！【障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金】	53
障がい者を雇用したい！ 【トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）】	54
発達障がい者や難治性疾患患者を新たに雇いたい！ 【特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）】	55

## ○従業員を育成したい

相談・情報提供	ページ
人材育成に関する研修・セミナーを受けたい！【産業人材育成研修情報提供事業】	56
在職者の職業訓練について相談したい！【在職者職業訓練総合相談窓口】	57
社員の人材育成について相談したい！【人材育成プラン】	58

研修・セミナー	ページ
従業員の人材育成をしたい！【生産性向上支援訓練】	59
社員の専門的知識や技能・技術を向上させたい！【能力開発セミナー（在職者訓練）】	60
従業員の能力向上に取り組みたい！【能力開発セミナー（在職者訓練）】	61
企業の課題やニーズを踏まえた研修を受けたい！【中小企業大学旭川校の研修制度】	62
航空機関連産業へ参入したい！宇宙・航空機関連産業の人材を確保・育成したい！ 【航空機関連産業雇用創造・クラスター事業／宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業】（再掲）	63

給付金	ページ
企業内での人材育成を進めたい！【人材開発支援助成金】	64
デジタル分野などの人材育成を支援したい！【人材開発支援助成金】	65
非正規雇用労働者をキャリアアップさせたい！【キャリアアップ助成金】	66, 67
洋上風力発電関連の人材を確保・育成したい！ 【洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保支援事業】	68

## ○就業環境の改善と従業員の定着を図りたい

相談・情報提供	ページ
働き方改革を進めたい！ 北海道働き方改革推進支援センター【中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業】	69
人材確保や職場定着について相談したい！【ジョブカフェ北海道】	70
働き方改革について相談したい！【働き方改革関連特別相談窓口の設置】	71

給付金	ページ
従業員の賃金を上げたい！【業務改善助成金】	72
雇用管理制度等を整備して職場定着に取り組みたい！【人材確保等支援助成金】	73
職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みたい！【両立支援等助成金】	74
労働時間等の改善により働き方改革に取り組みたい！【働き方改革推進支援助成金】	75

# 経営課題や新事業展開について相談したい！

(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部

経営者の様々な課題や悩みに応じた多様な支援メニューで、中小企業の成長を応援します。

## 経営相談

経営に関するご相談に、各分野の経験豊富な専門家がご希望の方法でお応えします。(無料・回数制限なし)

### ①窓口相談(対面相談/オンライン相談)

常設の相談窓口を設置しており、専門家アドバイスを無料でご利用いただけます。(予約制)

【受付TEL: 011-210-7471 (月～金) 13:00～16:00 1回あたり1時間】

### ②メール経営相談(電子メール相談)

24時間、いつでも、どこからでも専用のWebフォームに相談内容を入力・送信いただけます。

相談受付日の翌日から、原則3営業日以内にメールで回答いたします。

【専用WebフォームURL: [https://www.smr.j.go.jp/contact/keieisoudan\\_1st](https://www.smr.j.go.jp/contact/keieisoudan_1st)】

### ③AIを活用した自動応答(AIチャットボット)による相談

AIチャットボットと、専門家(中小企業診断士)とのチャットを組み合わせた、オンラインの経営相談サービス「E-SODAN (<https://bzsapo.smr.j.go.jp/>)」により24時間365日、無料で相談対応。Webサイトの他、スマートフォンの方はLINEからもご利用いただけます。

※専門家とのチャットサービスは、平日10:00～17:00に相談対応(こちらも無料)

### ④IT経営サポートセンター(オンライン相談/無料)

IT化に関する様々なお悩みに対し、実務経験豊富なITの専門家がオンライン面談でお悩みを解決いたします。(予約制)

【専用webフォームURL: <https://it-sodan.smr.j.go.jp/>】

## ハンズオン支援事業(専門家の長期派遣支援)

マーケティング企画の見直し、業務のシステム化など特定の経営課題から、全社的・グループ経営の視点による経営戦略再構築のような高度なテーマ、また広域展開、グローバル化など、中小企業の方々が抱える様々な経営課題の解決に向けて、多様な支援テーマを提案、最適な専門家を派遣して、課題解決のサポートを実施します。

### ①ハンズオン支援事業(総合)

経営・技術・財務・法律などの専門家を一定期間継続して派遣し、中小企業の課題解決への取り組みに対して適切なアドバイスを行い、目標の達成を支援します。

○支援期間: 6～10か月程度(月2日/全20日程度) ○費用: 17,500円/日(税込)

### ②ハンズオン支援事業(IT)

ITを活用した課題解決やIT導入の検討、実際のIT導入・運用などに対してアドバイスを行い、企業内のIT人材(CIO)候補者の育成を支援します。

長期型(CIO-A型)、短期型(CIO-B型)の支援をご用意し、企業のIT導入段階に応じて対応します。

○支援期間:(長期型)5～10か月程度(月2日/全20日程度)(短期型)4か月程度(月2日/全8日程度)

○費用:(共通)17,500円/日(税込)

### ③ハンズオン支援事業(特定)

経営・技術・マーケティング等の実務的な課題解決に向けて、大手企業等での実務経験豊富なアドバイザーを派遣し、特定の課題解決に必要な実務的な知識・ノウハウ面でアドバイスを行います。

○支援期間: 5か月以内、最大10日以内 ○費用: 17,500円/日(税込)(6/30まで8,400円/日)

### ④ハンズオン支援事業(テストマーケティング)

首都圏・近畿圏へのテストマーケティングにより、新市場開拓の土台構築をサポートし、販路開拓力の向上をサポートします。想定市場(首都圏・近畿圏)の企業への訪問・ヒアリングによるテストマーケティングを行う前段の支援として、マーケティング企画(商品の特徴・コンセプト・提案用途の明確化、市場の絞込み、プレゼンテーション資料作成等)をサポートします。

※なお、本事業は、取引先の斡旋や販売先の紹介を行うものではありませんのでご了承ください。

○支援期間: 4か月程度(全8日程度) ○費用: 17,500円/日(税込)(6/30まで8,400円/日)

①事業再構築 相談・助言

事業再構築を実施するにあたっての課題解決に向け、専門家を最大3回派遣する無料支援です。  
事業再構築を実施する前の事前課題整理や、採択・交付決定後の具体的な進め方へのお悩みについてアドバイスを行います。

※事業再構築補助金の申請その他手続きのアドバイスは行いません。

②生産工程スマート化診断

専門家が訪問し、ロボット（自動化）・IoT・デジタル技術の導入をサポートする全3回の無料支援です。  
経営者・現場責任者から伺ったお悩み事について、実際に生産現場の調査を行います。

※本事業は設備投資をご検討中の方向けの事業です。

③カーボンニュートラル推進支援

自社のCO2排出量算出から課題抽出、削減対応の検討まで、最大3回アドバイスする無料支援です。

既に排出量算定までされている企業については、より具体的な削減対応の検討についてアドバイスを行います。

④SDGs 経営簡易診断

SDGs経営に取り組む道筋を知る全3回の無料診断です。

専門家との面談を通し、SDGsの関わり方の理解、現在の課題の抽出、関連付け等を行いSDGs経営推進に向けたアドバイスを行います。

（独）中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援部 企業支援課

所在地：札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル 6階

Tel：011-210-7471

URL：[https://www.smrj.go.jp/regional\\_hq/hokkaido](https://www.smrj.go.jp/regional_hq/hokkaido)

# 地域の課題を解決するビジネスで創業したい！

## 地域課題解決型起業支援事業

デジタル技術を活用し、地域課題の解決を目的として新たに起業する方に対して、起業に必要な経費の一部を補助するほか、事業立ち上げ等に関する伴走支援を行います。

### 補助の内容

#### 起業支援金

対象事業：デジタル技術を活用し、地域課題の解決に資する社会的事業

※社会的事業の例  
地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買物弱者支援など

補助率：1 / 2

補助額：最大200万円

#### 伴走支援

採択者に対し、事業の実現と経営に必要なノウハウ習得のための伴走支援を実施します。

### 補助対象者

事業を営んでいない個人であって、令和6年4月1日から執行機関が定める補助事業の実施期間完了日までに個人開業又は次の法人の設立を行う者

- ①中小企業(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合及び労働者協同組合に限る。)
- ②特定非営利活動法人
- ③一般社団法人

### その他

#### 申請方法について

申請書類一式を、本事業の執行機関あてご提出ください。  
(申請様式等については、執行機関ホームページにて別途公表します。)

<執行機関について>  
本事業の事務を行う者として、  
道が公募し、選定した機関を指します。

#### 申請時期について

本事業の執行機関及び道ホームページにて、別途公表します。

#### 採択について

申請された事業計画を審査し、採択者を決定します。

※執行機関及び申請時期等の詳細が決まりましたら、道の下記ホームページに情報を掲載いたします。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.html>

# 経営課題を相談したい！

(公財)北海道中小企業総合支援センター

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、専門スタッフが創業から事業化、経営革新まで、様々な経営課題に応えるためのワンストップサービスを行っています！

## 支援内容、対象となる方

創業者や中小企業者等の様々な相談に応じるため、相談窓口を開設しています。

区分	相談内容	開設日	相談料
経営相談窓口	中小企業診断士等のスタッフが、創業や経営、事業承継に関する様々な相談に応えるほか、相談内容により、各種支援制度について適切なアドバイスをします。	月～金曜日 9:00～17:30	無料
インターネット経営相談	インターネットにより、企業経営に関する相談を随時受け付けています。(夜間及び土・日、祝日は翌営業日以降の対応となります。)	随 時	無料
北海道よろず支援拠点	チーフコーディネーター及び各専門分野のスタッフが、創業や販路拡大、経営改善等に関する様々な相談に応じ、課題解決に向けて継続した支援を行います。	札幌本部 月～金曜日 9:00～17:30 地域拠点 毎週火曜日 9:00～17:30	無料
取引に関する相談 「下請かけこみ寺」	下請かけこみ寺相談員が、取引上の悩みや裁判外紛争解決手続(ADR)による調停手続きに関する相談等に対応します。	毎週火～金曜日 9:00～17:30	無料
特許に関する相談	「INPIT北海道知財総合支援窓口」(一社)北海道発明協会の窓口支援担当者が特許・実用新案・意匠・商標等に関する相談に対応します。	毎週月、火曜日 ※火曜は要予約 13:00～16:00	無料
金融に関する相談	北海道信用保証協会の職員が、金融に関する相談に対応します。	毎月第1木曜日 10:00～16:00	無料
会社法等に関する相談	司法書士会所属の司法書士が、会社法に関する相談、会社登記・契約書の作成等に関する相談に対応します。	毎月第2木曜日 13:00～16:00	無料

## 専門家派遣事業

中小企業者等が抱える様々な経営課題に対し、当センターの「人材情報データベース」に登録された主に道内の経験豊富な専門家を派遣し、その解決を図る指導助言を行います。年間3回まで無料で派遣します。

申込方法	・センター本部・支部へ事前に相談の上、専門家派遣要請書を提出していただきます。
支援事例	①業務の効率化に向けた社内ネットワーク構築の指導・助言 ②ターゲットの絞り込みと集客力向上に向けた宿泊業の事業戦略の指導・助言 ③専門家・試験研究機関との連携による理美容機器開発の技術指導・助言
費用負担	・派遣に要する費用は無料

## ご利用方法

・助言の内容や日程などの関係により希望に添えない場合がありますので、まずは下記まで、お気軽にお問い合わせください。  
・また、(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、上記の相談・アドバイスのほか各種支援事業、情報提供を行っています。

(公財)北海道中小企業総合支援センター Tel 011-232-2001(代表)

道南支部：Tel 0138-86-6695

十勝支部：Tel 0155-67-4515

釧根支部：Tel 0154-64-5563

道北支部：Tel 0166-68-2750

日胆支部：Tel 0143-47-6410

オホーツク支部：Tel 0157-31-1123

# 経営課題を専門家に相談したい！

## 北海道よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題の解決に向けたサポートを無料で行います。  
中小企業診断士や税理士、弁護士など豊富な支援実績を有する専門人材を配置のうえ、創業から売上拡大、経営改善、海外展開など、幅広い分野に関するきめ細やかな支援を行っています。  
(URL : <https://yorozu-hokkaido.go.jp/>)

### 対象となる事業者

中小企業・小規模事業者等

### 相談可能な専門家

中小企業診断士、税理士、弁護士、社会保険労務士、ITコーディネータ、その他実務経験豊富なコンサルタント(野菜ソムリエ上級プロ、新商品開発、営業、デザインなど)

### 相談窓口所在地

○札幌本部 (平日 9:00~17:00)

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル9階 (公財) 北海道中小企業総合支援センター内  
TEL 011-232-2407 E-mail soudan@hsc.or.jp

○地域拠点 (毎週火曜日 9:00~17:00)

- ・道北支部 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内 TEL 0166-68-2750
- ・日胆支部 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内 TEL 0143-47-6410
- ・道南支部 函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST内 TEL 0138-86-6695
- ・オホーツク支部 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内 TEL 0157-31-1123
- ・釧路支部 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内 TEL 0154-64-5563
- ・十勝支部 帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内 TEL 0155-67-4515

※相談窓口にお越しになれない場合、オンライン相談も可能です。お気軽にご連絡下さい。

# ベンチャー企業に投資したい！

## エンジェル税制

ベンチャー企業投資促進税制（エンジェル税制）の利用などの相談について受け付けます！

### エンジェル税制とは

一定の要件を満たしたベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して、所得税の優遇を行う制度です。

### 投資した年に受けられる優遇措置

以下の措置のいずれかを選択できます。

- ・優遇措置A: (ベンチャー企業への投資額－2,000円)を、その年の総所得金額から控除  
※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方。
- ・優遇措置B: ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除  
※控除対象となる投資額の上限なし。
- ・起業特例: 企業設立時の自己資金による出資額全額を、設立の年の株式譲渡益から控除  
※控除対象となる投資額の上限なし(非課税となるのは20億円の出資までで、それを超える分は課税繰延)
- ・プレシード・シード特例: ベンチャー企業への投資額全額を、その年の株式譲渡益から控除  
※優遇措置Bの要件に加え、営業損益や試験研究費への出資金額比率などの要件を満たす場合に適用できる。  
※控除対象となる投資額の上限なし。(非課税となるのは20億円の出資までで、それを超える分は課税繰延)

### 未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる優遇措置（売却損失が発生した場合）

未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

北海道経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係 TEL 011-206-0494  
URL : [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/angel\\_tax.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/angel_tax.html)

# ビジネス・インキュベータに入居したい！

(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部

大学からビジネスが生まれる！新たな技術・アイデアをカタチに。

## 支援内容

北大ビジネス・スプリング（北海道大学連携型起業家育成施設）では、新たな事業の創出・育成を目的に、北海道大学等との連携のもと、中小機構、北海道、札幌市、地元経済界等が一体となり、地域の大学・研究機関等が有する知的資源等を有効に活用しながら、起業をはじめ、実用化、マーケティング、販路拡大等あらゆる局面において、入居者のビジネス展開を強力にサポートします。

## 具体的な支援内容

### ◆入居対象者

大学等の研究成果の活用または大学との連携により新たな事業展開を図ろうとする個人、中小企業等

### ◆充実した施設

居室は「研究室(ウエットラボ)仕様」、2タイプ(25㎡・50㎡)の全31室。24時間365日利用可能。

施設内には、共用会議室や商談室、リフレッシュコーナー等も完備(無料)。

このほか、駐車場や少量危険物貯蔵倉庫も有り(有料、利用要件あり)。

### ◆賃料及び入居期間

賃料は、3,000円/㎡・月(共益費込・消費税別)。地元自治体(北海道及び札幌市)による賃料補助制度有り。(最大で1,300円/㎡・月の補助を受けることが出来ます。(一定要件あり。なお、居室の使用形態や入居年数により補助金額が異なります))。

入居期間は、最大5年間(審査により再契約も可能)。

### ◆専門の「インキュベーション・マネージャー」(IM)による支援

施設には、入居者が直面する様々な課題に対して適切なアドバイス等を行う「インキュベーション・マネージャー」(IM)が複数名常駐しており、入居者とともに、課題を解決していきます。



(独) 中小企業基盤整備機構 北海道本部 北大ビジネス・スプリング IM室

所在地： 札幌市北区北21条西12丁目2（北海道大学 北キャンパス内）

TEL： 011-728-8686

URL： <https://www.smrj.go.jp/incubation/ho-bis/index.html>

# スタートアップ・起業・新規事業に関心がある！

## スタートアップ創出・集積促進事業

道内発のスタートアップの創出や集積を図るため、起業家育成・伴走支援・誘致・定着の促進などに取り組みます。

### 事業内容（予定）

- ・令和5年6月1日よりスタートアップ推進室を新設し、スタートアップからの相談等をワンストップで行っています。
- ・また、今年度中に、下記のプログラムの開催を予定しています。  
起業家育成塾（BASIC）・アイデア創出プログラム（IDEA）・事業開発支援（ADVANCED）の3つのプログラムは下記のサイトに詳細内容が記載されてますので、ご覧ください。

#### ■北海道スタートアップスタジオ

<https://hokkaido-startup-studio.jp/>



プログラム	対象	内容	開催場所
起業家育成塾（BASIC）	起業に興味・関心のある道内高校生、大学生等	ゼロから起業に至る一連の流れを体験し、将来のキャリア選択肢に、起業家という道を広げるためのオンライン起業塾。	オンライン
アイデア創出プログラム（IDEA）	起業や新規事業開発に興味・関心のある道内社会人等	経験豊富な講師・メンターのサポートを受けて、2日間の短期間で、尖った事業アイデアをゼロから創出する。	・旭川市 ・函館市 ・小樽市 ・釧路市
事業開発支援プログラム（ADVANCED）	道内で事業化を志す起業希望者や起業初期の方	約5ヶ月間の個別メンタリングを受けながら、試作品開発・検証等を経て、事業開発を行う。 （※プログラム参加者には、試作品開発費最大50万円／社支援）	オンライン ※ただしメンターと最低2回は直接面会
オープンイノベーションプログラム	道内外の起業初期のスタートアップ	道内の自治体や事業者との協業により、課題解決の実証実験を支援。実証によりスタートアップの商品・サービスが課題解決に繋がることが検証され、その後も継続的に道内で事業展開できることを目指す。 （※プログラム参加者には、実証経費最大50万円／社支援）	オンライン ※ただし最低2回は実証現場に訪問

・いずれのプログラムも参加費は無料ですが、参加者多数の場合、選考がある場合があります。

経済部 スタートアップ推進室 TEL 011-204-5336

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/startup.html>

# 運転資金や設備資金を借りたい！

## 中小企業総合振興資金貸付金

下記の融資対象となる方に運転資金や設備資金の融資を行います！

### ご利用方法

- ・資金の借入を希望する方は、地元の商工会議所又は商工会に“融資あっせん”の申し込みをしてください。  
 ※中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。  
 ※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。
- ・詳細につきましては、お問い合わせのうえご確認ください。
- ・URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.html>

資金名	貸付区分	融資対象
ライフステージ 対応資金	創業貸付	①事業を営んでいない個人であって、1か月(6か月※)以内に新たに事業を開始するあるいは2か月(6か月※)以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ※(内)は、認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する場合 ②中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの ③事業を営んでない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、事業を営んでいない個人が事業を開始した日以降5年を経過しないものが創業者となり、新たに会社(中小企業者に限る)を設立し法人成りしたものであって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの ④信用保証協会の「スタートアップ創出促進保証」の対象となるもの
	ステップアップ貸付	事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営効率化や人手不足対策などを図ろうとする計画(ステップアップ計画)を推進しようとする中小企業者等
	政策サポート	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業者等 対象分野～「食」「国際」「環境・エネルギー」「ものづくり」「商業」及び「事業活性化(経営革新、雇用、生産性、IT活用、表彰)」
	ゼロカーボン	ゼロカーボン北海道の実現に関し、「ゼロカーボン・チャレンジャー」に登録した中小企業者又は、北海道地球温暖化防止対策条例に基づく特定事業者である中小企業者等
	観光・企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備を行うもの ②道内において工場、事業所等の施設の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者(対象業種：製造業、自然科学研究所(成長産業分野に関連する業種に限る。)、高度物流関連事業(成長産業分野に関連する業種に限る。)、データセンター、IT産業、コールセンター事業、植物工場、新エネルギー関連産業(供給業・製造業))
	事業承継貸付	①現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等 ②信用保証協会の「事業承継特別保証」の対象となる中小企業者等 (事業承継を行う予定又は行った中小企業者等で、同保証対象者として規定される財務要件等を満たすもの)
企業体質強化貸付	①【資本金ローン協調】株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付(新型コロナ対策資本金劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等 ②信用保証協会の「事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)」の対象となる中小企業者等(各種再生支援機関による支援やガイドラインを受け策定した再生計画に基づき事業再生ご取組中中小企業者等)	
経済環境変化 対応資金	経営環境変化対応貸付	経済環境の変化により、一時的に売上又は利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等
	原料等高騰	①原料等高騰の影響により売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入するもの
	認定企業(伴走支援型)	信用保証協会の「伴走支援型特別保証」の対象となる中小企業者等(中小企業信用保険法第2条第5項4号及び第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」又は「伴走支援型特別保証」に定める売上高等減少要件を満たしており、かつ経営行動計画書を策定したもの)
	認定企業(従来型)	①中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの ②中小企業信用保険法第2条第5項の規定に準じるものとして道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの市町村長の認定を受けたもの ②地震、大火、風水害又は冷害等により被害を受けた中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	コロナ克服サポート貸付	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証」の対象となる中小企業者等(コロナ克服に向けた取組を行う中小企業者等)
一般経営資金	防災・減災貸付	①事業継続計画(BCP)を策定し、災害等にあらかじめ備える取組を行う中小企業者等 ②中小企業等経営強化法に基づく国の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る防災に資する施設等の整備を行う中小企業者等
	耐震改修対策	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物(要緊急安全確認大規模建築物)」を所有する
	一般貸付	中小企業者等
	小規模企業貸付	小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等)
	小口	信用保証協会の「小口零細企業保証」の対象となる小規模企業者(小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が2,000万円未満であるもの)

融資条件

資金名／貸付区分	資金用途	融資金額	融資期間	融資利率(年率)		信用保証
				固定金利	変動金利	
創業貸付	事業資金	3,500万円以内	10年以内 (うち据置2年以内※融資対象④については1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	必須
ステップアップ貸付	事業資金	8,000万円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	任意
	政策サポート	事業資金 1億円以内		3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%		
	ゼロカーボン			3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%		
観光・企業立地	事業資金 (企業立地は設備資金のみ)	8億円以内 うち運転資金 2億円以内	運転資金 10年以内 設備資金 観光:20年以内 企業立地:15年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 20年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	
事業承継貸付	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	① 任意 ② 必須
企業体質強化貸付	事業資金	①4億円以内 ②1億円以内	15年以内 (うち据置5年以内)	金融機関所定の利率		必須
経営環境変化 対応貸付	事業資金	5,000万円以内	10年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意
	原料等高騰	事業資金	1億円以内 (うち据置2年以内)	5年以内 1.0% 10年以内 1.2%	1.0% (3年超に限る)	必須
	認定企業 (伴走支援型)	事業資金	1億円以内 (2億円の内数) (うち据置5年以内)			
	認定企業 (従来型)	事業資金	2億円以内 (うち据置3年以内)			
災害復旧	事業資金	運転資金 5,000万円以内 設備資金 8,000万円以内	10年以内 (うち据置2年以内)			
コロナ克服サポート 貸付	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)			
防災・減災貸付	事業資金	1億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 10年以内 1.7%	1.1% (3年超に限る)	任意
	耐震改修対策	設備資金	20年以内 (うち据置2年以内)	3年以内 1.0% 5年以内 1.2% 7年以内 1.4% 20年以内 1.6%	1.0% (3年超に限る)	
一般貸付	事業資金	8,000万円以内 協同組合 2億円以内	10年以内 (うち据置1年以内)	3年以内 1.5% 5年以内 1.7% 7年以内 1.9% 10年以内 2.1%	1.5% (3年超に限る)	任意
小規模企業貸付	事業資金	5,000万円以内	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内 (うち据置1年以内) ※1短期(1年以内)の利用可 (短期の場合、一括償還可)	3年以内 1.3% 5年以内 1.5% 7年以内 1.7% 10年以内 1.9%	1.3% (3年超に限る)	必須
	小口	事業資金				

※1 融資期間については、「小規模企業貸付」を除き、1年を超えた長期資金とする

問い合わせ先：北海道経済部地域経済局中小企業課 金融係 TEL 011-204-5346  
各総合振興局・振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所

# 食の商品開発・マーケティングの相談をしたい！

## マーケティングアドバイザー事業

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、首都圏、中京圏及び札幌市にマーケティングアドバイザーを配置し、道内の中小企業等からの商品開発・マーケティング活動等に関する相談に対して助言等を行います！

### 支援内容

新製品の開発や市場ニーズの把握、販売促進計画の企画・立案など、企業等のマーケティング活動に関して、マーケティングアドバイザーが助言・指導を行います。

### アドバイスの方法

面談・電話・FAXなど、ご要望に応じ、アドバイザーとも相談のうえ決定します。

### 費用

アドバイスを受けること自体は無料です。  
ただし、相談は原則どさんこプラザ（東京・札幌・名古屋）で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。  
また、アドバイザーに自社に来てもらう場合の旅費は企業の負担となります。

### ご利用方法

依頼者の内容に基づき、適当と認められるアドバイザーの助言が行われるよう調整を図り、日程や相談方法等について結果を企業に連絡します。

#### <首都圏・中京圏>

- ・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」（※）を食産業振興課に提出してください。
  - ・道は、依頼書の内容に基づき、アドバイザーや日程等について結果を企業に通知します。
- ※「依頼書」は食産業振興課マーケティング係HPからダウンロードできます。

#### <札幌市>

- ・「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を、下記に提出してください。

依頼書提出・問合せ先

北海道どさんこプラザ札幌店

札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅西通北口1階

TEL 011-213-5053 FAX 011-213-5092

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 マーケティング係 TEL 011-204-5766

URL : [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke_top.html)

# 食の新商品をテスト販売したい！(国内・海外)

## テスト販売制度

販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するため、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」において試験的に販売することができます（有楽町店、羽田空港店、名古屋店、あべのハルカス店、札幌店、シンガポール店、バンコク店で対応。）。販売期間終了後には販売期間中の評判、評価等のアドバイスをいたします！

### 応募商品の要件

下記の条件を満たすもの。

- ・道内で製造または加工されているもの。
- ・申込時点で下記の地域において未販売もしくは販売開始後1年以内の加工食品または工芸品。  
有楽町店、羽田空港店、名古屋店、あべのハルカス店：道外、札幌店：札幌市内、シンガポール店：シンガポール国内、バンコク店：タイ国内
- ・過去にテスト販売を行い、改良した加工食品または工芸品。
- ・過去に申し込もうとする店舗の定番商品になったことがないもの。
- ・羽田空港店に申し込む場合は、北海道どさんこプラザ有楽町店のテスト販売に申し込んだ商品が、3ヶ月のテスト販売において売上好調で、引き続き3ヶ月の継続販売を行うこととなったもの。

### 申込者について

- 1 道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業、個人（個人のグループを含む）のうち、次の条件のいずれかに該当する方。
  - (1) 道産品の製造又は加工を行っている方。つまり、申込商品の一括表示において、「製造所」または「加工所」にあたる方。
  - (2) 自ら企画・考案した道産品の販売を行っている方。つまり、申込商品の一括表示において、「販売者」である方。
- 2 羽田空港店に申し込む場合は商品規格書を、シンガポール店に申し込む場合は申込書を、バンコク店に申し込む場合は申込書、商品規格書、原材料内容表示表、製造工程表をエクセルデータで作成・メールで提出できる方。

### 販売条件について

- ・委託販売です。
- ・マージン率は原則国内店18%、海外店は国内小売価格の30%です。
- ・テスト販売期間中の納品、テスト販売期間終了後の返品に係る送料は事業者負担です。

### 募集期間

区分	第1四半期 ※R7年度	第2四半期	第3四半期	第4四半期
販売期間	4～6月 ※R7年	7～9月	10～12月	1～3月
募集期間 (国内)	1月4日～2月20日 ※R7年	4月1日～5月20日	7月1日～8月20日	10月1日～11月20日
募集期間 (シンガポール)	12月1日～12月20日	3月1日～3月20日	6月1日～6月20日	9月1日～9月20日
募集期間 (バンコク)	募集期間は通年受付。テスト販売期間は輸入手続きを完了した翌月から3か月間。			

### 申込方法

- ・「テスト販売申込書」に必要事項を記載し、添付書類とともに各（総合）振興局商工労働観光課に提出してください。
- URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

# どさんこプラザで催事を開催したい！

## マーケティングサポート催事制度

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、「北海道どさんこプラザ」店舗（有楽町店、札幌店、羽田空港店、あべのハルカス店）の催事スペースを利用して、道内の企業等が道産品の対面販売、観光PR、市場調査等を実施できます！

### 販売商品の要件

次の条件を満たすもの。

- (1) 自ら道内で生産、製造、加工した道産品
- (2) 自社企画商品で道内で委託製造している道産品  
(上記(1)に付随して販売する場合があります。)

※道産品とは、道内で製造または加工されているもの。

### 申込者について

1 次の条件のいずれかを満たす方。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業（企業等を構成員とする任意グループを含む）及び個人（個人のグループを含む）のうち、自ら道産品の生産、製造、加工を行っている方。

つまり、申込商品の一括表示において、「製造者」または「加工者」である方。

※卸売業者や仕入販売業者は該当しません。

- (2) 北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

2 羽田空港店の場合、商品規格書をエクセルデータで作成・メールで提出できる方。

※同一店舗でのサポート催事は、年度内に2回までです。

### 販売条件について

開催期間：水～火曜日の1週間（一部店舗は7日未満の開催可能）

無料貸出品：冷蔵・冷凍代替販売台、電子レンジ、電磁機器（IH）等

利用手数料：原則売上の15%

※詳細は店舗によって異なるため下記の販売条件を参照

[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/5/2/2/2/0/7/\\_/別紙.pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/5/2/2/2/0/7/_/別紙.pdf)

### 募集期間

区分	第1四半期 ※R7年度	第2四半期	第3四半期	第4四半期
販売期間	4～6月 ※R7年	7～9月	10～12月	1～3月
募集開始	12月10日	3月11日	6月10日	9月10日
募集締切	1月10日 ※R7年	4月10日	7月10日	10月10日

### 申込方法

・「マーケティング催事申込書」に必要事項を記載し、添付書類とともに各（総合）振興局商工労働観光課に提出してください。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 マーケティング係 Tel. 011-204-5766

URL：[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke\\_top.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke_top.html)

# 先端技術等の導入・人材確保について相談したい！

## 地域企業の先端技術人材確保・育成等支援事業

IoT・ロボティクスをはじめとした先端技術の導入や専門人材確保について、地域産業支援機関が地域企業の課題解決を支援します！

### 制度の内容等

○地域のものづくり企業のデジタル化や専門人材の確保・育成について、産業支援機関（工業系7機関）が課題解決に向けた支援を行います。  
生産性向上や人手不足についてお困りの企業は、最寄りの産業支援機関へお問い合わせください。

#### 道内各地域の産業支援機関

道央	公益財団法人 室蘭テクノセンター	TEL 0143-45-1188
道央	公益財団法人 道央産業振興財団	TEL 0144-51-2770
道南	公益財団法人 函館地域産業振興財団(道立工業技術センター)	TEL 0138-34-2600
道北	一般財団法人 旭川産業創造プラザ	TEL 0166-68-2820
オホーツク	一般社団法人 北見工業技術センター運営協会(北見市工業技術センター)	TEL 0157-31-2705
十勝	公益財団法人 とかち財団	TEL 0155-38-8808
釧路・根室	公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター(釧路工業技術センター)	TEL 0154-55-5121

○先端技術等の知識を持った専門人材の育成研修、生産性向上等についての専門家による講演や製造現場の事例紹介などのセミナー開催を実施します。（開催時期等はノーステック財団へお問い合わせください。）

公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団) TEL 011-708-6525

### 対象者・対象事業者など

○対象となる業種  
ものづくり産業

### 費用など

産業支援機関への技術相談や研修・セミナーへの参加費用は無料です。

北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

# スタートアップ・起業・新規事業に関心がある！

## スタートアップ創出・集積促進事業

道内発のスタートアップの創出や集積を図るため、起業家育成・伴走支援・誘致・定着の促進などに取り組みます。

### 事業内容（予定）

- ・令和5年6月1日よりスタートアップ推進室を新設し、スタートアップからの相談等をワンストップで行っています。
- ・また、今年度中に、下記のプログラムの開催を予定しています。  
起業家育成塾（BASIC）・アイデア創出プログラム（IDEA）・事業開発支援（ADVANCED）の3つのプログラムは下記のサイトに詳細内容が記載されてますので、ご覧ください。

#### ■北海道スタートアップスタジオ

<https://hokkaido-startup-studio.jp/>



プログラム	対象	内容	開催場所
起業家育成塾（BASIC）	起業に興味・関心のある道内高校生、大学生等	ゼロから起業に至る一連の流れを体験し、将来のキャリア選択肢に、起業家という道を広げるためのオンライン起業塾。	オンライン
アイデア創出プログラム（IDEA）	起業や新規事業開発に興味・関心のある道内社会人等	経験豊富な講師・メンターのサポートを受けて、2日間の短期間で、尖った事業アイデアをゼロから創出する。	・旭川市 ・函館市 ・小樽市 ・釧路市
事業開発支援プログラム（ADVANCED）	道内で事業化を志す起業希望者や起業初期の方	約5ヶ月間の個別メンタリングを受けながら、試作品開発・検証等を経て、事業開発を行う。 （※プログラム参加者には、試作品開発費最大50万円／社支援）	オンライン ※ただしメンターと最低2回は直接面会
オープンイノベーションプログラム	道内外の起業初期のスタートアップ	道内の自治体や事業者との協業により、課題解決の実証実験を支援。実証によりスタートアップの商品・サービスが課題解決に繋がることが検証され、その後も継続的に道内で事業展開できることを目指す。 （※プログラム参加者には、実証経費最大50万円／社支援）	オンライン ※ただし最低2回は実証現場に訪問

・いずれのプログラムも参加費は無料ですが、参加者多数の場合、選考がある場合があります。

経済部 スタートアップ推進室 TEL 011-204-5336

URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/startup.html>

# 新分野・新市場進出等で企業の競争力を高めたい！

## 中小企業競争力強化促進事業費補助金

(通称) 北海道産業振興条例に基づき、中小企業者の皆様の新分野・新市場等への進出等への取り組みを支援します！

### 支援内容、対象となる方

北海道内に主たる事務所を有する又は事業所を有する中小企業者等が、新分野・新市場等への進出等のために行う以下の取組に係る経費に対し補助します。

区分	対象経費	補助率	補助限度額
マーケティング支援	市場調査や展示会への出展に係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、オンライン展示会も補助対象とし、PR動画等作成経費、出展に必要な機材導入経費も補助対象経費に追加。	1/2 以内	国内 100万円 国外 200万円
コンサルタント等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の課題解決を図るためのコンサルタント等招へいに係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、全部及び一部オンラインによるコンサルタントも補助対象に追加。		100万円
産業人材育成・確保支援	【育成事業（派遣）】 先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣経費		50万円
	【育成事業（招へい）】※R4新規※ ゼロカーボン、DX等の課題に対応し、競争力を強化するために講師を招へいして行う研修会等の開催に係る経費		50万円
市場対応型製品開発支援	【確保事業】 情報通信技術を活用した場所や時間にとられない働き方（テレワーク）導入のための経費	60万円	
	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、特定産業分野にIT産業を追加し、宇宙産業も重点的支援が可能。	300万円 500万円	

(公財)北海道中小企業総合支援センター

TEL 011-232-2001(代表)

URL: <https://www.hsc.or.jp>

北海道 経済部 産業振興課 産業企画係 TEL 011-204-5311

# 事業承継・引継ぎ後に経営革新に挑戦したい！ 事業引継ぎ時に専門家を活用したい！

## 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ（M&A）後の設備投資や販路開拓等を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。

### 事業概要



#### M&A時に係る費用を補助

<対象経費の例>

- ・ M&A仲介業者やFAへの手数料※  
※M&A支援機関登録制度に登録されたFA・M&A仲介業者が提供するものが補助対象
- ・ デュー・ディリジェンス費用
- ・ 価値算定費用

#### 事業承継・M&A後の取組に係る費用を補助

<対象経費の例>

- ・ （事業に従事する従業員の）人件費
- ・ 新築・改築工事費用
- ・ 機械装置の調達費用

#### 廃業・再チャレンジ

#### 廃業・再チャレンジに係る費用を補助

<対象経費の例>

- ・ 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費

### ✓ 令和4年度補正予算

支援の枠組み	補助率	補助額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新 <sup>※1</sup>	1/2・2/3	～600万円
	1/2	600万円～800万円 <sup>※2</sup>
②経営資源引継ぎ時の士業専門家等の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2・2/3	～600万円 <sup>※3</sup>
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ <sup>※4</sup>	1/2・2/3	～150万円

※1 「親族内承継」、「M&A」、「創業」の類型が存在

※2 一定の賃上げを実施する場合に補助上限が上乗せ

※3 M&Aが未成約の場合は補助上限額が半減

※4 経営革新または専門家活用と併用可

# 経営を立て直したい！

北海道中小企業活性化協議会

北海道中小企業活性化協議会は、「中小企業の駆け込み寺」として幅広く中小企業者の相談に対応し、地域の中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する公的機関です！

※令和4年4月から、再生支援を行う「中小企業再生支援協議会」と経営改善支援を行う「経営改善支援センター」が統合し、「中小企業活性化協議会」になりました。

## 事業内容

### 1. 収益力改善支援

- ・収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じるおそれがある中小企業者が対象。
- ・こうした状況に移行しないよう、収益力改善計画（簡易な収支・資金繰り計画＋収益力改善アクションプラン）の策定を支援。

### 2. 再生支援

- ・収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業者が対象。
- ・事業再生に向け、債権放棄や第二会社方式などの抜本的な再生手法を含む再生計画等の策定を支援。

### 3. 再チャレンジ支援

- ・収益力の改善や事業再生等が極めて困難な中小企業者や経営者等が対象。
- ・「円滑な廃業」や「経営者等の再スタート」に向け、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「経営者保証に関するガイドライン」を活用し、外部専門家をサポート。



## 中小企業活性化協議会 (令和4年4月1日～) (全国47都道府県に設置)

- ・ 苦しむ中小企業に広く門戸を開き、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援。
- ・ できる限り多くの事業者を迅速に支援するべく、金融機関、民間専門家等とも連携し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。新協議会はそのハブ。
- ・ 必要に応じて、民間専門家による事業者支援もサポート。

北海道中小企業活性化協議会

Tel 011-222-2829 URL : <https://www.sapporo-cci.or.jp/saisei/>

(経営改善計画策定支援事業については、Tel 011-232-0217

URL : <https://www.sapporo-cci.or.jp/keieikaizen/> )

# 事業を円滑に引き継ぎたい！

北海道事業承継・引継ぎ支援センター

北海道に設置する公的相談窓口として、中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応します。

## 事業概要

 事業承継・引継ぎ支援センター

### (1) 親族内承継支援

親族や従業員に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

### (2) 第三者承継（M&A）支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援

### よくあるご相談

- ✓ そもそも何から始めたらいいのかわからない
- ✓ 会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのかわからない
- ✓ 後継者がいないがどうしたらいいのかわからない
- ✓ M&Aの相手を探してほしい

北海道事業承継・引継ぎ支援センター（札幌商工会議所内） TEL 011-222-3111

URL : <https://www.hokkaido-jigyoshokei.jp/>

# 事業を円滑に引き継ぎたい！

## 北海道後継者人材バンク

「創業希望者」と「後継者不在の事業者」とを引き合わせ、事業を引き継ぐために必要となる様々な支援を行います。

### 事業概要



北海道事業承継・引継ぎ支援センター（札幌商工会議所内） TEL 011-222-3111  
URL : <https://www.hokkaido-jigyoshokei.jp/bank/>

# 専門家に相談したい！

## 専門家による経営改善集中支援事業

原油・原材料価格高騰等の影響により厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の皆様を対象に、それぞれの経営課題に応じた専門家を派遣するなど、オーダーメイド型の助言・指導を行います。

### 支援内容等

#### 【支援対象者】

令和4年（2022年）1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（または付加価値額）が、2019年から2021年の同月の合計売上高（または付加価値額）と比較して、10%以上（付加価値額の場合は15%以上）減少している中小・小規模事業者

#### 【支援内容】

専門家による経営改善や資金繰り、販路開拓、生産性向上、商品開発、衛生管理、BCP策定等に係る指導・助言

#### 【派遣専門家】

中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士、ITコーディネータ、技術士、衛生管理や品質管理の指導員等

#### 【派遣回数目安】

1事業者2回程度

水産加工関連事業者は5回程度

#### 【問い合わせ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

電話 011-204-5331

委託先が決まったら詳細  
記載

# 事業縮小に伴い労働者を休業、出向させたい！

## 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させた場合、その手当若しくは賃金等の一部を助成します！

### 支給額

#### 1 休業等の場合

助成率：休業手当相当額の2/3（大企業1/2）（※1）

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額

支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日）

教育訓練を実施した場合、1人1日当たり事業外訓練は1,200円（※2）を加算。

（※1）支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/10以上教育訓練を実施しなかった場合、1/2（大企業1/4）

（※2）支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/5以上教育訓練を実施した場合、1,800円

#### 2 出向の場合

助成率：出向元で負担した賃金の2/3（同1/2）

（出向前の通常賃金の1/2を限度）

限度額：1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額×330/365を限度。

### ご利用方法

・売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に 比べ10%以上減少していること等の要件があります。

・ URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_20200515.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

・北海道労働局 職業対策課分室 TEL 011-788-2294

・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 技術面の困りごとを解決したい！

「北のものづくりネットワーク」について

道内各地域の産業支援機関や、ものづくりに関連する業界団体の連携のもと、「北のものづくりネットワーク」がものづくり企業の皆様からの技術課題や新製品の開発などに関する課題解決を支援します。

## 制度の内容等

### 1 相談内容・相談先

- (1) 技術課題や製品開発などに関する課題解決に向けたご相談  
→ 最寄りの産業支援機関へご相談ください。
- (2) より付加価値の高い製品開発のための共同開発に向けたご相談  
→ 加入されている業界団体へご相談ください。

### 2 支援(ネットワーク)の仕組み ~2つのネットワークでものづくり企業の課題解決を支援します！~ 地域のネットワークと業界団体のネットワークで、企業の皆様のご相談に効果的に対応します。

- (1) 地域のネットワーク  
地域内の支援機関や大学などのネットワークを構築し、各機関が持つ資源を持ち寄ることで地域内での課題解決を促進し、地域内で解決できない課題は、全道的中核機関が支援します。
- (2) 業界のネットワーク  
ものづくりに関連する6団体のネットワークを構築し、業界団体の会員企業の相互交流により、食品や機械、ITなど産業間の連携を強化し、付加価値の高い製品開発を促進します。

### 3 相談窓口

#### 道内各地域の産業支援機関

道南	公益財団法人 函館地域産業振興財団(道立工業技術センター)	TEL 0138-34-2600
道央	公益財団法人 室蘭テクノセンター	TEL 0143-45-1188
道央	公益財団法人 道央産業振興財団	TEL 0144-51-2770
道北	一般財団法人 旭川産業創造プラザ	TEL 0166-68-2820
オホーツク	一般社団法人 北見工業技術センター運営協会(北見市工業技術センター)	TEL 0157-31-2705
釧路・根室	公益財団法人 釧路根室圏産業技術振興センター(釧路工業技術センター)	TEL 0154-55-5121
十勝	公益財団法人 とかち財団(十勝産業振興センター)	TEL 0155-38-8850

#### ものづくり関連業界団体

一般社団法人 北海道農業機械工業会	TEL 011-251-7743
一般社団法人 北海道機械工業会	TEL 011-221-3375
一般社団法人 北海道食品産業協議会	TEL 011-241-6447
一般社団法人 北海道バイオ工業会	TEL 011-299-8878
一般社団法人 北海道IT推進協会	TEL 011-590-1380
一般社団法人 北海道情報システム産業協会	TEL 011-210-8031

#### 中核機関 ※企業からの相談に対応する中核を担う機関

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部(ものづくり支援センター)	TEL 011-747-2357
公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター	TEL 011-232-2001
公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)	TEL 011-708-6525

#### 〈メールマガジン「ものマガ」〉

[掲載内容]

- ・北海道・・・国や道などの助成制度、道内外の展示会等の情報を提供
- ・メルマガ登録企業・・・新技術・新製品のアピールや、課題解決に向けた情報交換

北海道経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/network.html>

# 生産性や品質・コストなどの課題を解決したい！

## ものづくり産業分野人材確保支援事業（専門家派遣・成功事例創出）

自動車産業等への参入に向け、企業が抱える生産性や品質向上、コスト低減などの課題を解決するため、課題に対応した専門家（エキスパート）を派遣し、指導・助言を行います！

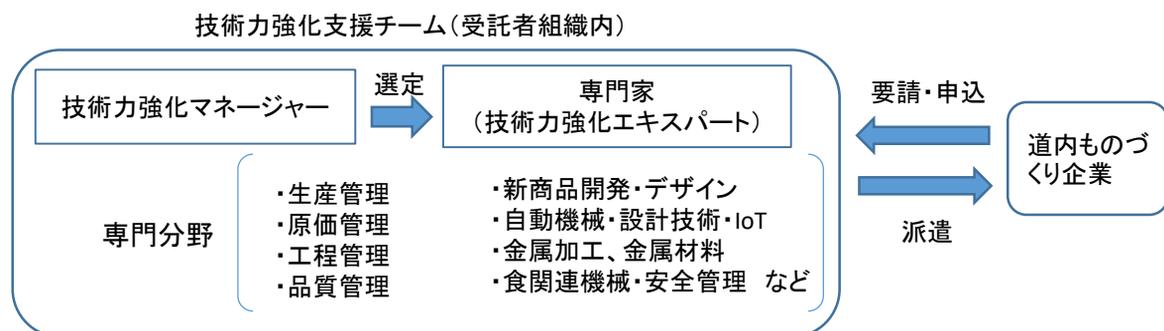
### 制度の内容等

本道企業の自動車関連産業や食関連機械産業等への参入を促進するため、大手自動車メーカーが求めるQCD（品質向上・コスト低減・納期短縮）対応力や、食品メーカーが求める品質管理や生産工程改善の企画提案力など、参入を目指す企業個々の課題に応じた専門家を派遣し、きめ細かに支援します。

### 対象者・対象事業者など

■ 対象者 技術力強化に積極的な道内ものづくり企業

■ 実施スキーム



※本事業は委託で実施します。

### 費用など

専門家の派遣に係る費用は無料です。

北海道経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

# ものづくりにDXを取り入れて生産性・競争力を向上したい！

## ものづくり産業分野人材確保支援事業（DX促進活動支援事業）

ものづくり事業者のDX促進に向けAIやIoT等に関する知識・技術を習得したい方々を支援します。

### 制度の内容等

道内ものづくり企業の生産性や競争力向上に繋げるため、AIやIoT技術、製品設計における3DプリンターやXR技術の利用、ロボット活用等のテーマについて各種研修会を開催します。

また、研修参加者からの技術相談等に対するフォローアップを継続的に行い、企業の業務改善に繋がるような個別支援を行います。

#### 1 研修会の開催

- ・DXの促進（※DX導入のための業務プロセス変革セミナー、データ解析・活用研修）
- ・AI技術活用（AI技術活用促進セミナー、AIプログラミング実践研修）
- ・IoT活用（RaspberryPiで学ぶIoT研修、IoT活用セミナー、電磁波応用技術セミナー）
- ・3Dデジタルものづくり（3Dデジタルコンテンツ研修、3Dデジタル造形研修）
- ・ロボット技術（ロボットSler育成研修、生産性向上ロボット導入・活用セミナー）

○実施形式 セミナー、実践型研修

○開催方法 集合、オンライン又はハイブリッド

#### 2 個別支援

研修参加者からの技術相談に対して、幅広い知見からの確かな助言や専門家の紹介など、継続的にフォローアップを行い、参加企業の業務改善に繋げる取り組みを行います。

### 対象者

○対象者

在職者、新規学卒者等

このような事業者におすすめです！

- ・ものづくり事業者でDXを推進したい
- ・付加価値の高い製品を開発したい
- ・自動化・省力化技術により人手不足を解消したい
- ・生産性・競争力を向上したい

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係 TEL 011-204-5323

<事業実施機関>

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 ものづくり支援センター TEL 011-747-2324

# 食品加工技術の高度化や新製品開発に取り組みたい！

道立地域食品加工技術センター・地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

食品製造を行う企業等に対し、加工技術の指導や技術講習会を開催するとともに、企業のニーズに応じた加工技術の開発を行い、加工技術の高度化、人材育成、新製品開発等を支援します！

## 支援内容

技術相談 技術指導	企業等からの技術相談に対応し、助言を行うほか、企業等に出向いて、個別に技術指導を行います。 (随時受付)
技術講習会	企業等の食品製造に関わる従業員の技術の向上を図るため、加工・検査等の実習を伴う専門技術講習会を開催します。
研修者の受入 (無料)	道内企業等の技術者や研究者を研修者として受け入れ、技術の習得を図ります。
試験設備、 機器の開放 (有料)	加工機械、測定機器、分析機器などの各種設備を有料で道内企業等の利用に供します。
依頼試験・分析 (有料)	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター

URL : <https://foodohotuku.jp/>

住所 : 〒090-0008 北見市大正353-19

TEL 0157-36-0680

北海道立十勝圏地域食品加工技術センター

URL : <https://www.tokachi-zaidan.jp/>

住所 : 〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23-10 TEL 0155-37-8383

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 食品加工研究センター

URL : <https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/food/index.html>

食品技術支援グループ

住所 : 〒069-0836 江別市文京台緑町589番地4

TEL 011-387-4132

# 技術相談や試験・分析をしたい！

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

道内企業等の技術的課題の解決や新製品・新技術の開発などを、技術相談や研究職員の派遣、依頼試験・分析などにより支援します！

## 支援内容、対象となる方

	区 分	内 容
技術 支援	技術相談 (無 料)	研究職員が道内企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種技術的な相談に応じます。
	技術指導 (無 料)	工業試験場及び依頼先等で、技術的課題の解決に向けた支援をします。
	技術開発派遣指導 (有 料)	研究職員を道内企業等に中長期間(21日以上)有料で派遣し、新製品・新技術の開発などを支援します。
	短期実用化研究開発 (有 料)	短期間で実用化しようとする中小企業等に研究職員を短期間(6~20日間)、有料で派遣し、新製品・新技術の開発を支援します。
	試験設備、機器の開放 (有 料)	工業試験場の加工機械、測定機器、分析機器などの各種設備を有料で道内企業等の利用に供します。
	依頼試験・分析 (有 料)	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。
技術者 養成	研修生の受入 (無 料)	道内企業等の技術者や大学等の学生などを研修生として受け入れ、技術の習得を支援します。

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部  
ものづくり支援センター 工業技術支援グループ

住所：〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目 TEL 011-747-2345

URL：<https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/gijyutu/> (技術支援)

<https://www.hro.or.jp/list/industrial/research/iri/yousei/> (技術者養成)

# 技術相談や共同研究、試験分析をしたい！

## 道立工業技術センター等の技術支援等

道立工業技術センター、道立オホーツク圏地域食品加工技術センター及び道立十勝圏食品加工技術センターでは、道内企業等の技術的課題の解決に向けて技術相談などを行うとともに、新製品・新技術の開発などを共同研究や依頼試験分析などにより支援しています！

### 支援内容

区 分	内 容
技術支援	(技術相談) 研究職員が企業等の技術的課題や新製品・新技術開発など、各種相談に応じます。 (現地技術支援) 研究職員が企業等を訪問し、技術的課題の解決に向けて助言します。 (移動食品加工技術センター) 地域食品加工技術センターでは、圏域内各地域に出向いて、個別技術相談及び現地技術支援等を行います。
技術者養成	(技術講習会) 先端的な技術及び基礎・応用技術の習得を目的とした講習や研修を行います。 (研修生受け入れ) 道内企業等の技術者や研究者を研修生として受け入れ、技術の習得を図ります。
試験分析 (有 料)	道内企業等の依頼を受け、有料で試験、分析、測定などを行います。
設備機器等の開放 (有 料)	各種設備や加工機械、測定機器、分析機器などを有料で道内企業等に開放します。

#### 北海道立工業技術センター

住所：〒041-0801 函館市桔梗町379番地 TEL 0138-34-2600

URL：<http://www.techakodate.or.jp/center/>

#### 北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター

住所：〒090-0008 北見市大正353-19 TEL 0157-36-0680

URL：<http://foodohotuku.jp/>

#### 北海道立十勝圏地域食品加工技術センター

住所：〒080-2462 帯広市西22条北2丁目23-10 TEL 0155-37-8383

URL：<https://www.tokachi-zaidan.jp/>

# 北海道で事業をしたい！

企業立地を促進するための助成措置（北海道産業振興条例）

## 支援内容

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増 注1	助成内容 注10				
						助成額 注2	限度額	通算限度額		
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注5 高機能素材・複合材料関連製造業 注5	全道 (札幌市を除く) (植物工場は、工業団地又は工場適地に限る。(札幌市を除く))	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 注11	20億円		
		増設		投資額の5%		5億円	同一企業につき			
		新設		投資額の10%		10億円 注11	13億円			
		増設		投資額の5%		3億円		同一企業につき		
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること		新設		10億円以上	投資額の5%	1億円	1億5千万円	
		増設		1人以上		投資額の2.5%	5,000万円	同一企業につき		
		データセンター事業		新設	一般型 10億円以上 5人以上	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円		
				増設	環境配慮型 注7 20億円以上 5人以上	投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円		同一企業につき	
		基盤技術産業		新設	2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円		
				増設		投資額の5%			同一企業につき	
		本社機能移転事業		(設備投資)	全道 (札幌市を除く)	新設	1億円以上 20人以上	投資額の10%	1億円	—
				(賃借)	全道	新設	(投資額要件なし) 20人以上 (札幌市は30人以上)	1年間の賃料の1/2×3年間 (札幌市は1年間)	1,000万円/年	—
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関する業種に限る	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円			
			増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円	同一企業につき			
	高度物流関連事業 注12 ※成長産業分野に関する業種に限る	全道 (札幌市を除く)	新設	20億円以上 20人以上	投資額の10%	5億円	6.5億円			
増設	投資額の5%	1.5億円	同一企業につき							

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	新設増設	補助要件・投資額・雇用増 注1	助成内容 注10		
						助成額 注2	限度額	通算限度額
類型Ⅱ	市町村連携促進分野	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 注12 ・データセンター事業 ・IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業) ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること	特別対策地域 注6	新設増設	2500万円以上5人以上(補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる)	投資額の4%	1億円	投資助成3億円 同一企業につき
			特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域 注8・注9	新設		投資額の8%	1億円	
				地域未来投資促進法適用地域 注8・注9		新設	投資額の4%	
			工業団地(札幌市を除く)(製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市を除く))			新設	投資額の8%	
				増設		投資額の4%		

- 注1 雇用増の人数には、工場等の新設または増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。類型Ⅱにおいては、雇用増の「5人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2名まで)を含むことができます。
- 2 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等(以下、「環境配慮型工場等」という。)については、「助成額」欄の所定の助成率に1パーセントを加算します(類型Ⅰのデータセンター事業と本社機能移転(賃借)を除く)。ただし、その場合にあっても「限度額」は変わりません(加算されません)。なお「通算限度額」には加算額は含まれません。
- 3 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。  
また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
- 4 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。
- 5 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業者で、知事が特に必要と認める事業に限る。(有識者会議の意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)
- 6 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。
- 7 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。
- 8 札幌市の区域にあつては、特認事業者が新設する案件に限ります。
- 9 特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
- 10 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。
- 11 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

12 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。

## ご利用方法

助成を受けるためには、工事着手前90日から工事着手する日までに立地計画の認定申請をし、立地計画の認定を受けることが必要です。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm>

# 設備を導入したい！

## 小規模企業者等設備貸与制度

小規模企業者等の方が、創業又は経営の革新に必要な設備を導入する際に、（公財）北海道中小企業総合支援センターがその設備を購入し、小規模企業者等の方に分割払いで販売又はリースでお貸しします！

### 制度内容

	割 賦 販 売	リ ー ス
貸付限度額	100万円～1億円	
貸付利率	割賦損料率 年1.8～2.0%	月額リース料率 0.998(10年)～2.955(3年)%
貸付期間	法定耐用年数により最長10年 (うち据置期間1年以内)	法定耐用年数に応じ、3～10年

### 対象となる方、対象設備

- ・ 常時使用する従業員数が50人以下の中小企業者等
- ・ 対象設備は、道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの  
※土地、建物、電気・配線工事、車両登録諸費用（諸税含む）、単体が10万円未満のもの、中古設備等は対象外

（公財）北海道中小企業総合支援センター 金融支援部 金融支援グループ

TEL 011-232-2404

URL : <https://www.hsc.or.jp/consul/facility/small/>

# ハローワークに経営、人材確保等の相談をしたい！

## 北海道ビジネスサポート・ハローワーク

人材確保と経営力の強化に取り組む企業を応援しています！

### 概要

北海道と北海道労働局が共同で、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化など、中小企業の皆様、新規創業をお考えの皆様へ各種サービスを提供する施設として設置された、ハローワーク札幌の出先機関です。

北海道労働局が取り扱っている助成金制度や雇用保険の手続き関係の事業主向けセミナーも実施しております。

- ・場 所 札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9階
- ・利用時間 平日：午前9時30分～午後5時00分（土・日・祝日、年末年始は閉庁）

### 主な提供サービス

<雇用関係助成金の活用に関する相談等>

雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）において取扱う各種助成金の相談、事業主向けセミナー等を行います。

<人材確保に関する相談>

新規創業に伴う求人コンサルティングを行います。

<経営相談等>

同一フロア内の（公財）北海道中小企業総合支援センターが起業や経営・事業承継等に関する相談を行います。

<在職者職業訓練総合相談窓口>

従業員の技能・能力向上をお考えの事業主に対し、北海道と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する認定職業訓練や能力開発セミナーのご案内と併せて北海道労働局が取り扱う訓練関係の助成金制度についてご説明します。

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/93897.html>

# 人材の確保・定着に取り組みたい！

## 戦略産業人材確保・定着支援事業

地域産業を支える労働力の確保に向け、北海道の戦略的産業分野の人材確保・定着を支援し、良質で安定的な正社員等雇用の創出・定着を図る。

### 制度の内容等

- 1 専門アドバイザーによる無料相談支援  
多様な人材の確保に向けた中小・小規模企業等の取組みに対し、専門アドバイザーを派遣し、個別支援を行います。  
(採用戦略支援、就業環境改善支援等)
- 2 企業見学・長期インターンシップ受入支援  
企業見学・長期インターンシップの受入を希望する企業に対し、求職者の募集・マッチング及び受入サポートを行います。
- 3 補助金支給  
上記1の専門アドバイザーによる無料相談支援をベースにさらに人材確保・定着に取り組む中小・小規模企業等に対し、専門アドバイザーによるコンサルタント経費の補助を行います。
  - ・対象経費 専門アドバイザーによる人材確保・職場定着に係るコンサルタント経費
  - ・補助率 1/2 (上限30万円)
  - ・交付件数 10件

### 対象事業者など

#### <対象事業者>

道の指定分野に属する中小・小規模企業等を対象とする。

#### ○人手不足産業分野

農業・林業、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、運輸業、郵便業、建設業

#### ○中小・小規模企業等

道内に本社や支店等の拠点をもち事業者

# 道外在住の優秀な人材を確保したい！

## UIターン新規就業支援事業(移住支援事業)

道が運営するマッチングサイトに求人を掲載している「移住支援金対象法人」(道に登録申請が必要)の求人に応募し、**就業した東京圏からの移住者**に対し、市町村が**最大100万円**(世帯最大100万円、単身最大60万円)を支給しています。

### マッチングサイトの概要及び求人掲載方法

#### ①マッチングサイトの概要

- ・マッチングサイトに掲載されている求人へ就業した東京圏からの移住者に対し、最大100万円(世帯最大100万円、単身最大60万円)を支給します。(別途要件あり)

※法人に移住支援金の負担はありません。

- ・求人条件をより魅力的にすることができる絶好の機会ですので、是非ご活用ください。

#### ②求人の掲載について

- ・求人の掲載にあたっては次の2つの手順が必要です。

1. **道への登録申請** …道ホームページの登録申請書(エクセル)をダウンロードし、法人名など必要項目を記入後、メールにて提出してください。

(道HP)



(道での登録承認後↓)

2. **求人の作成**(掲載無料) …サイトに掲載する求人を作成願います。

- ・**詳細及び申請方法**は道HP「移住支援金特設ページ(法人向け)」をご参照ください。  
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>)

### 移住支援金の対象となる移住者について(支給要件)

次の①～④の全てを満たしている方です。

- ①移住する直近の10年間のうち通算5年以上、**東京23区に在住or通勤されていた方**
- ②移住する直前で、1年以上、東京23区に在住or通勤されていた方
- ③北海道内の移住支援金対象の132**市町村**に転入された方
- ④**マッチングサイト**に掲載されている求人に応募し新規就業された方

※市町村によって、対象となる移住の形態や支給要件が異なりますので、詳しくは移住先の市町村にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係  
(TEL)011-251-3896(直通)

# 道内・道外の人材を確保したい！

## 人材確保緊急支援事業

道内や道外に在住する方が、人手不足が深刻な業種の道内事業所で一定期間以上就労した場合、就労者及び道内事業所に支援金等を支給します。

### 制度の内容等



### 支給額（1回限り）

道内事業所

支援金 10万円

※要件を満たす方の雇入れ数に制限はありませんが、事業所への支援金支給は1回限りです。

道内や道外に在住する方 奨励金 10万円(+ 移動費 実費上限 10万円)

※奨励金、支援金は予算の範囲で支給いたしますので、申請が予算の範囲を超えた場合は申請いただいても奨励金、支援金は支給いたしません。

### 対象業種

(第4回改訂 厚生労働省編職業分類による)

09建築・土木技術者等、13保健師、助産師等、14医療技術者、16社会福祉の専門的職業、19教育の職業、34営業の職業、36介護サービスの職業、37保健医療サービス、38生活衛生サービス、39飲食物調理の職業、40接客・給仕の職業、42 その他のサービス、45その他の保安職業、46農業の職業、52金属材料製造等、54製品製造・加工処理、60機械整備・修理の職業、66自動車運転の職業、70建設躯体工事の職業、71建設の職業、72電気工事の職業、73土木の職業、76清掃の職業

### 対象者

事業所

○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人で、あって、条件を満たす道内や道外に在住する者を一定期間以上雇用

個人

○令和5年6月1日から令和5年9月30日までに一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方(※5月31日以前の雇用契約は対象外)

・道外に在住する方: 3週間につき10日以上勤務

・道内に在住する方: 離職期間が1ヶ月以上あり、労働時間が週20時間以上、31日以上の雇用見込みがあり、3週間につき10日以上勤務

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係 TEL 011-251-3896

# ものづくり人材を確保したい！

## ものづくり分野等に関わる従業員の人材確保

求職者の方々を対象に、企業での生産現場の実態に即したものづくり分野に特化した6～7ヶ月の職業訓練を実施しています。  
企業と訓練を受講されている方々のマッチングのお手伝いをします。

### 制度の内容等

- 企業からの訓練受講者に対する求人の相談等  
ポリテクセンターでは、企業での活躍の場を求めている訓練受講者及び訓練修了者に対する、企業からの求人相談等を受けつけています。
- 求職情報「人材情報誌」等の提供  
求職活動中の訓練受講者及び修了者のこれまでのキャリアや取得資格、自己アピール、希望職種等をまとめた求職情報「人材情報誌」等を人材を求める企業等に提供しています。
- 訓練受講者の企業実習（ポリテクセンター北海道・ポリテクセンター旭川）  
企業実習付き職業訓練を実施しています。企業実習期間は1ヶ月程度です。  
企業実習受入企業（※）においては、訓練受講者の人柄、業務への取組み姿勢、持っているスキル等から採用に結びつけることもできます。  
※企業実習を受け入れた場合、1か月1人あたり60,000円（税抜）を上限に訓練委託費をお支払いします。ただし、実習内容、安全確保等の要件を満たした事業所に限ります。

### 実施している訓練コース

- ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）  
（標準コース）  
機械・CAD技術科、CAD/CAM技術科、CADものづくりサポート科  
電気設備科、エコシステム科、電気制御技術科、ものづくりプログラム科  
住宅リフォーム技術科、住環境計画科、ビル管理技術科  
（企業実習付コース）  
機械保全サポート科、電気設備技術科、ものづくりプログラム科、住宅施工技術科
- ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）  
（標準コース）  
金属加工科、CADデザイン科、電気システム科、ビル管理技術科、ビジネスワーク科  
（企業実習付コース）  
機械加工技術科
- ポリテクセンター函館（函館訓練センター）  
（標準コース）  
ものづくり機械科、電気システム科、住宅リフォーム科、設備管理科、ビジネスワーク科
- ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）  
（標準コース）  
建設荷役車両運転科、電気システム科、ビジネスワーク科

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

- ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）訓練第一課 TEL 011-640-8761  
URL : <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>
- ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）訓練課 TEL 0166-48-2327  
URL : <https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/>
- ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）訓練課 TEL 0154-57-5938  
URL : <https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/>
- ポリテクセンター函館（函館訓練センター）訓練課 TEL 0138-52-0323  
URL : <https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

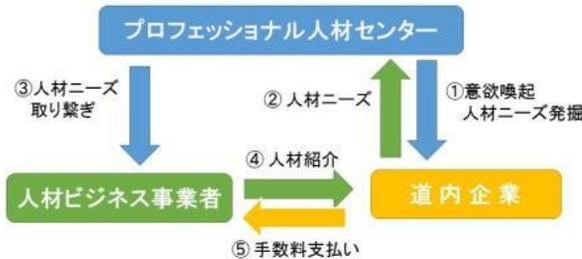
# プロフェッショナル人材を活用したい！

## プロフェッショナル人材センター運営事業

北海道プロフェッショナル人材センターでは、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードするプロフェッショナル人材の採用または副業・兼業での活用をサポートします！

### 制度の内容等

○地域企業の人材確保や経営改善、事業展開等の課題を解決する人材ニーズを発掘し、副業・兼業人材の受け入れによる解決も含め、プロフェッショナル人材の活用ニーズを民間の人材ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。



○人材活用による経営改善やプロフェッショナル人材の活用事例を紹介するセミナーを開催します。

※プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。

### 対象事業者など

企業の成長戦略を実現するため、以下のように新たな人材の活用を検討している方は、ぜひお気軽に北海道プロフェッショナル人材センターにご相談ください。

- 商品に自信があるが、新たな販路を開拓していく方法がわからない！
- 新製品・新技術の開発力を高めたい！
- 海外進出するために責任者がほしい！
- 経営を支える管理者がほしい！
- 後継者を中心に将来の経営体制を整えていきたい。

- 人事制度開拓のために、プロフェッショナル人材を一時的に活用したい！
- 期間を限定したプロジェクト単位での課題解決のために、副業・兼業人材を活用したい！

### お問い合わせ先

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係 TEL 011-251-3896  
北海道プロフェッショナル人材センター TEL011-232-2405

# 航空機関連産業へ参入したい！宇宙・航空機関連産業の人材を確保・育成したい！

## 航空機関連産業雇用創造・クラスター事業/宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

航空機関連産業への道内企業の経営多角化や事業転換に向けた支援、宇宙・航空機関連産業の人材確保や従業員の育成等を支援します。

### 事業内容（予定）

- ・令和5年度に予定しているプログラムの一部をご紹介します。  
詳細や、下記以外のものについては、道のHPをご覧ください。調整中のものは随時掲載します。

### ■航空機関連産業雇用創造・クラスター事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
外部研修補助金	道内企業（ものづくり産業、航空機関連産業）	道内企業の航空機関連産業への経営多角化や事業転換を支援し、本道ものづくり産業における雇用創造及び産業の振興を図ることを目的とし、外部研修に要する経費を予算の範囲内で補助します。  ■ 1社あたり100万円以内（1従業員あたり50万円以内）、補助率1/2（詳細は要綱をご覧ください）	
北海道航空機関連産業参入促進セミナー	航空業界への参入意欲がある道内ものづくり企業の経営者等	業界の特性及び参入までの道のりや、先進事例等を講師が紹介します。 （定員50名程度、無料）  ■ 令和6年1月頃開催予定（調整中）	

### ■宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
企業説明会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の説明会をリアル&オンラインのハイブリッドで開催予定。セミナーや意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。  ■ 令和5年12月頃開催予定（調整中）	
就業体験会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の見学、体験、先輩社員との意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。  ■ 令和5年12月頃開催予定（調整中）	

経済部 スタートアップ推進室（宇宙航空産業担当） TEL 011-204-5336  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/uchu-kouku.html>

# 生活保護受給者等を雇いたい！

## 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

ハローワークもしくは自治体が就労支援を行った生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します！

### 対象となる労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）

自治体が就労支援もしくは自治体の要請によりハローワークが就労支援している生活保護受給者及び生活困窮者であって、自治体やハローワークが3か月を超えて支援している者（定められた就労支援期間内に就職した者に限ります。）。

### 支給額

- 1 短時間労働者以外  
支給額：60万円（大企業50万円）  
助成期間：1年（6カ月毎に1／2支給）
- 2 短時間労働者  
支給額：40万円（大企業30万円）  
助成期間：1年（6カ月毎に1／2支給）

### ご利用方法

ハローワークに求人提出する際に生活保護受給者や生活困窮者を雇い入れる意向があることを申し出て下さい。就労支援している生活保護受給者、生活困窮者であることを明らかにしてハローワーク等が職業紹介を行い雇い入れた場合など一定の条件に該当したときに、事業所管轄ハローワークもしくは北海道労働局が支給申請について案内します。

このほかにも、助成金の支給要件があります。本助成金の支給要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局職業安定部訓練課 Tel 011-738-5253
- ・ハローワーク（公共職業安定所）※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

（参照：特定求職者雇用開発助成金）

URL：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_seikatsu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seikatsu.html)

# 地域に住む求職者を雇いたい！

## 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域において、事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します！

### 助成額

設置・整備に要した費用（300万円以上）、雇入れ人数（3人以上（創業の場合は2人））に応じて、下記の金額を1年ごとに対象労働者の職場定着状況などを考慮の上、最大3回支給します。  
※（ ）内は創業に該当する場合の支給額（1回目のみ）（ ）内の額、2回目以降は、下表の額）

設置・整備に 要した費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円 (100万円)	80万円 (160万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円 (120万円)	100万円 (200万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円 (180万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)	600万円 (1,200万円)
5,000万円以上	120万円 (240万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)	800万円 (1,600万円)

◆中小企業事業主の場合、支給額の1/2を第1回目に上乗せ支給

◆「中小企業事業主」の範囲、「創業」と認められる場合、「対象労働者」と認められる労働者、「設置・整備費用」と認められる対象経費にはそれぞれ要件があります。

### ご利用方法

・事業所の設置・整備や求職者の雇入れを行う前に所定の計画書（計画期間は最大18カ月）を提出し、その計画が完了した旨の届を提出するなど手続が必要です。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki\\_koyou.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワーク等へお尋ねください。

・北海道労働局 職業対策課分室 TEL 011-788-2294

・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 正社員採用を前提として試行的に雇用したい！

## トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

業務遂行に当たっての適正や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を短期間（原則3か月間）試行的に雇用（トライアル雇用）する場合に、一定額を助成します！

### 助成額

試行雇用労働者1人につき月額最大4万円（最長3か月分）  
ただし、母子家庭の母等・父子家庭の父を対象とした場合は月額最大5万円  
なお、雇用期間が1か月に満たない月がある場合は就労日数に応じた額を支給

### 対象となる労働者

「職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者」であって、要件を満たし、トライアル雇用が必要であると認められた者

### ご利用方法

- ・トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める対象労働者を安定所・紹介事業所等の紹介で雇い入れることが条件となります。
- ・障害者トライアルコースに関しては厚生労働省HPをご参照ください。
- ・URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/shougai\\_trial.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F TEL 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 季節労働者を通年で雇いたい！

## 通年雇用助成金

季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成します！

### 支給額

- 1 事業所内就業及び事業所外就業の場合  
申請対象者1人あたり1対象期間に支払った賃金の1/2（第1回目は2/3）  
限度額 1人あたり54万円（第1回目は71万円） 継続3回まで
- 2 業務転換の場合  
申請対象者1人あたり業務転換を開始した日から6か月の期間に支払った賃金の1/3  
限度額 1人あたり71万円 1回限り
- 3 休業の場合  
1対象期間に支払った賃金及び、1休業期間に支払った休業手当（最大60日分）の1/3  
（第1回目は1/2）  
限度額 1人あたり54万円（新規継続労働者は71万円） 2回まで
- 4 職業訓練の場合  
季節的業務に係る職業訓練の経費の1/2（季節的業務以外の職業訓練は2/3）  
限度額 1人あたり3万円（季節的業務以外は4万円） 3回まで
- 5 新分野進出の場合  
事業所の設置等に要した経費の1/10  
限度額 500万円 継続3回まで
- 6 季節トライアル雇用  
トライアル雇用終了後、常用雇用に移行した日から6か月の期間に支払った賃金の1/2の額から、トライアル雇用により支給されたトライアル雇用助成金の額を減額した額  
限度額 71万円 1回限り

### ご利用方法

厚生労働大臣が指定する業種（林業、建設業、水産食料品製造業等）の事業主が対象です。（季節トライアル雇用は指定業種以外の事業主が対象）

URL :  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tsuunen\\_koyou.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tsuunen_koyou.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。  
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel 011-738-1043
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 不安定雇用を繰り返している求職者を雇いたい！

## 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した事等により十分なキャリア形成がなされなかったために正規雇用労働者としての就業が困難な者をハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、事前に対象労働者であることを確認したうえで、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します！

### 対象労働者

以下のすべての要件を満たす者に限ります。

- ①1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日までの間に生まれた者
- ②雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③職業紹介を受けた日に安定した職業に就いていない者であって、安定所・職業紹介事業者等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
- ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

### 支給額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6カ月毎に第1期、第2期に分けて次の金額を限度として支給されます。

- ・大企業  
支給額 50万円 … 第1・2期 各25万円
- ・中小企業  
支給額 60万円 … 第1・2期 各30万円

### ご利用方法

- ・以下の要件を全て満たす正規雇用労働者として雇用することが条件となります。
  - ①期間の定めのない労働契約を締結していること。
  - ②所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
  - ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態等の各労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
- ・その他、正規雇用労働者の定義が就業規則等で明確に規定されていることなどの要件があります。
- ・URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169_00001.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F Tel 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 「年齢にかかわらず働ける企業」を目指したい！

## 高齢者雇用に関する事業主への支援

「年齢にかかわらず働ける企業」に向けて高齢者の雇用管理の改善や多様な就業機会の確保等に取り組む事業主に対して、高齢者の雇用に関する技術的事項の相談・助言等を行います。

### 制度の内容等

#### ○相談・助言サービス

高齢者雇用アドバイザー及び70歳雇用推進プランナー（以下「高齢者雇用アドバイザー等」と言います。）が企業を訪問の上、高齢者の雇用を進めるための課題を把握・整理し、問題解決のための手順・方法等について、以下に関する専門的かつ技術的な相談・助言を行います。

- ・人事管理制度の整備に関すること
- ・賃金、退職金制度の整備に関すること
- ・職場改善、職域開発に関すること
- ・能力開発に関すること
- ・健康管理に関すること
- ・その他高齢者等の雇用問題に関すること

#### ○制度改善提案

高齢者雇用アドバイザー等が将来に向けた高齢者の戦力化のために、70歳までの定年引上げや70歳までの継続雇用延長等の制度改善に関する具体的な提案を行います。

#### ○企画立案等サービス

高齢者雇用アドバイザー等が、その専門性を活かして人事・労務管理上の諸問題について具体的な解決案を作成し、高齢者の継続雇用等を図るための条件整備を支援します。

また、中高齢従業員の就業意識の向上等を支援するために、研修プランをご提案し、研修を行います。

※ 高齢者雇用アドバイザー及び70歳雇用推進プランナーとは、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている専門家です。

### 費用

○相談・助言サービス及び制度改善提案は無料です。

○企画立案等サービスは有料ですが、費用の一部を当機構が負担します。

※詳細はお問い合わせください。

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : [https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary\\_services.html](https://www.jeed.go.jp/elderly/employer/advisary_services.html)

# 高齢者や障がい者を雇いたい！

## 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

高齢者、障がい者等の就職が特に困難な者を、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れた場合に、賃金相当額の一部を助成します！

### 対象となる労働者

60歳以上の者、身体・知的・精神障がい者、母子家庭の母等、父子家庭の父など。

### 支給額

- 1 下記3及び5以外の対象者（60歳以上の者、母子家庭の母等、父子家庭の父など）  
※短時間労働者を除く  
支給額：60万円（大企業50万円）  
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）
- 2 1のうち短時間労働者  
支給額：40万円（大企業30万円）  
助成期間：1年（6カ月毎に1/2支給）
- 3 下記5以外の身体障がい者、知的障がい者 ※短時間労働者を除く  
支給額：120万円（大企業50万円）  
助成期間：2年（大企業1年）（6カ月毎に1/4（大企業1/2）支給）
- 4 上記3又は下記5のうち短時間労働者  
支給額：80万円（大企業30万円）  
助成期間：2年（大企業1年）（6カ月毎に1/4（大企業1/2）支給）
- 5 重度障がい者、45歳以上の身体障がい者及び知的障がい者又は精神障がい者 ※短時間労働者を除く  
支給額：240万円（大企業100万円）  
助成期間：3年（大企業1年6カ月）（6カ月毎に1/6（大企業1/3）支給）

### ご利用方法

- ・職業紹介を受けた日に失業等の状態にある者（雇用保険の被保険者でない者）を雇い入れることが条件となります。
- ・URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_konnan.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_konnan.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。  
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F TEL 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 就職困難者を成長分野で雇いたい！

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース【成長分野】）

デジタル・グリーン分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、就職困難者（未経験職種への就職を希望する方）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額な助成金を支給します。

## 対象労働者・助成額

対象労働者	助成額（短時間労働者以外）	助成額（短時間労働者）
高年齢者（60歳以上） 母子家庭の母等 生活保護受給者等	45万円×2期 (37.5万円×2期)	30万円×2期 (22.5万円×2期)
就職氷河期世代不安定雇用者		—
身体・知的障がい者 発達障がい者、難治性疾患患者	45万円×4期 (37.5万円×2期)	30万円×4期 (22.5万円×2期)
重度障がい者等 (重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者)	60万円×6期 (50万円×3期)	

- ・対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、上表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。
- ・（ ）内は、中小企業以外の企業に対する助成額・助成対象期間です。
- ・短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

## 対象事業主

- ①～④のすべてに該当する事業主です。
- ① 上記対象労働者種別に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
- ② 対象労働者を、次のいずれかの成長分野等の業務に従事させる事業主であること。  
デジタル化関係業務 ・ グリーン化、カーボンニュートラル化関係業務
- ③ 対象労働者に対して、雇用管理改善または職業能力開発に関する取り組みを行うこと。
- ④ ②と③についての報告書を提出すること。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。  
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F TEL 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 就職困難者を雇い入れ・人材育成をしたい！

## 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース【人材育成】）

就職困難者（未経験職種への就職を希望する方）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、人材育成（人材開発支援助成金を活用した訓練を実施）を行い、賃金引上げに取り組む事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

### 対象労働者・助成額

対象労働者	助成額（短時間労働者以外）	助成額（短時間労働者）
高年齢者（60歳以上） 母子家庭の母等 生活保護受給者等	45万円×2期 （37.5万円×2期）	30万円×2期 （22.5万円×2期）
就職氷河期世代不安定雇用者		—
身体・知的障がい者 発達障がい者、難治性疾患患者	45万円×4期 （37.5万円×2期）	30万円×4期 （22.5万円×2期）
重度障がい者等 （重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者）	60万円×6期 （50万円×3期）	

- ・対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、上表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。
- ・（ ）内は、中小企業以外の企業に対する助成額・助成対象期間です。
- ・短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

### 対象対象事主

- ①～④のすべてに該当する事業主です。
- ① 上記対象労働者に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
- ② 対象労働者を、一定の職業能力を必要とする業務に従事させる事業主であること。  
具体的には、次のa又はbのいずれかの人材開発支援助成金を活用した訓練と関連した業務であり人材開発支援助成金を活用した訓練を実施すること。
  - a 1コースの実訓練時間数等が50時間以上の訓練
  - b a以外（50時間未満）の次の訓練  
（人材育成支援コース（有期実習型訓練）、人への投資促進コース（高度デジタル人材等訓練）、事業展開等リスティング支援コース、特定訓練コース（労働生産性向上訓練、熟練技能育成・承継訓練）、特別育成訓練コース（中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練））
- ③ 「賃金引上げ計画」の計画期間（最大3年）内に対象労働者の採用時（試用期間がある場合は本採用時）の「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上引き上げる事業主であること。
- ④ ③についての「賃金引上げ計画書」と「賃金引上げ報告書」を提出する事業主であること。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。  
上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・北海道労働局 雇用助成金さっぽろセンター3F Tel 011-738-1056
- ・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 高齢者の賃金制度を整備したい！

## 高年齢労働者処遇改善促進助成金

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して支給します。

### 支給要件

以下の①～③のいずれの要件も満たす必要があります。

- ① 以下のAとBを算出・比較し、**75%以上**であることが確認できる事業主  
A すべての算定対象労働者の60歳到達時点での1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金  
B 賃金規定等を増額改定した後のすべての算定対象労働者の、1時間当たりの毎月決まって支払われる賃金
- ② 賃金規定等の改定後の高年齢雇用継続基本給付金の総額が、賃金規定等の改定前よりも減少している事業主
- ③ 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主

### 算定対象労働者

事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者

### 支給申請回数

支給対象期の第1期から第4期まで（6か月ごと）の最大4回（2年間）

### 支給金額

$(A - B) \times 2 / 3$ （中小企業以外は  $1 / 2$ ）を乗じた額（100円未満切り捨て）

- A 賃金規定等の改定前6か月間の高年齢雇用継続基本給付金の総額
  - B 賃金規定等の改定後に、各支給対象期※を支給対象期間として算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額
- ※ 賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月から最初の6か月間を支給対象期の第1期とし、以降6か月ごとに第2期、第3期、第4期とします。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターへお問い合わせください。

◆ 雇用助成金さっぽろセンター 6階 TEL : 011-788-9132

◆ インターネットでの検索

高年齢労働者処遇改善促進助成金

検索 

◆ 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index\\_00039.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html)

厚労省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働  
> 雇用 > 高年齢労働者処遇改善促進助成金

# 高齢者の定年を引き上げたい！

## 65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

高齢者の雇用の促進を図るため定年の引き上げ等を行った事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

### 支給額

【定年引上げ又は定年の定め廃止】

( )は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	65歳への引上げ	66歳～69歳への引上げ		70歳未満から 70歳以上への 引上げ	定年(70歳未満 に限る)の定め の廃止
		(5歳未満)	(5歳以上)		
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

【希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用】

措置内容(雇用延長年齢) 60歳以上 被保険者数	66～69歳への 引上げ	70歳未満から 70歳以上への 引上げ
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

★定年引上げと、継続雇用制度の導入等を合わせて実施した場合の支給額は、いずれか高い額のみとなります。

【他社による継続雇用制度の導入】

措置内容(雇用延長年齢)	66～69歳への引上げ	70歳未満から70歳以上への引上げ
支給額(上限額)	10万円	15万円

### 定年引上げ等の実施

- ・就業規則等により、旧定年年齢を上回る65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入等のいずれかの制度を実施し、改正前後の就業規則を支給申請日の前日までに労働基準監督署へ届け出ること。(常時雇用する従業員が10人以上の事業所の場合)
- ・改正後就業規則を労働基準監督署に届出を行うこと。(常時雇用する従業員の人数に関わりません)
- ・就業規則により定年の引き上げを実施する場合は専門家等に就業規則の改正を委託し経費を支出したこと。または労働協約により定年の引上げ等の制度を締結する場合はコンサルタントに相談し経費を支出したこと。

### 対象者・対象事業者など

【対象被保険者】

- ・支給申請日の前日において、当該事業主に常時雇用する労働者として1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者であること。(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)

【対象事業主】

- ・雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ・労働協約又は就業規則を書面により定めていること。また、常時雇用する従業員が10名以上の事業所においては、改正前後の就業規則を支給申請日の前日までに労働基準監督署へ届けていること。
- ・高齢者雇用等推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施していること。
- その他、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条第1項を遵守していることや雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : [https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy\\_keizoku.html](https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy_keizoku.html)

# 高齢者の雇用管理制度を整備したい！

65歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の雇用管理整備措置を実施した事業主に対して、国の予算の範囲内で助成金を支給します。

## 支給額

支給対象経費（高年齢者の雇用管理整備措置の実施に必要な専門家への委託費・コンサルタントの相談等に要した経費のほか、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。）の額に、次の助成率を乗じた額。

中小企業事業主 の助成率	中小企業事業主以外 の助成率
60%	45%

※1 事業主につき最初の1回の支給に限っては、中小企業事業主の支給額は30万円、中小企業事業主以外の支給額は22万5千円となります。（2回目以降の申請は、50万円を上限とする経費の実費が支給対象経費となります）

## 主な受給要件

企業内における高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備の措置を、次の(1)～(5)により実施した場合に受給することができます。

- (1) 「雇用管理整備計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けること。
- (2) 上記計画に基づき、高年齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況及び雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (3) 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者（※2）であって、講じられた高年齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること。  
※2 短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。
- (4) 雇用管理整備の措置の実施に要した支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと。（対象経費の詳細はお問い合わせください）。

○ その他、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条を遵守していることや雇用関係助成共通の要件などいくつかの受給要件があります。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : [https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy\\_hyouka.html](https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy_hyouka.html)

# 有期契約労働者の高齢者を無期雇用労働者へ転換したい！

65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して国の予算の範囲内で助成金を支給します。

## 支給額

対象労働者1人につき30万円（中小企業事業主以外は23万円）を支給します（令和6年4月1日改正）

## 主な受給要件

企業内における高年齢者の無期雇用転換を図るための「無期雇用転換計画」を、次の(1)～(4)によって実施した場合に受給することができます。

### (1) 無期雇用転換計画の認定

高年齢者の無期雇用転換のための次の[1]～[3]の要件を具備した「無期雇用転換計画書」を作成し、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出してその認定を受けること。

#### [1] 無期雇用転換制度の整備

有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度（実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するもの）を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定している事業主であること。

#### [2] 高年齢者雇用等推進者の選任

[3] 高年齢者の雇用管理に関する措置の実施（下記の(a)～(g)までの措置を1つ以上実施していること。

- (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- (b) 作業施設・方法の改善
- (c) 健康管理、安全衛生の配慮
- (d) 職域の拡大
- (e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- (f) 賃金体系の見直し
- (g) 勤務時間制度の弾力化

### (2) 無期雇用転換の措置の実施

(1)の無期雇用転換計画に基づき、当該無期雇用転換計画の実施期間内に無期雇用への転換を実施したうえで、転換後6ヶ月分の賃金を支給していること。

(3) 支給申請日において当該制度を継続して運用していること。

(4) 転換日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、当該転換を行った事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で離職させていないこと。

※その他、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条第1項を遵守していることや雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高年齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : [https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy\\_muki.html](https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/subsidy_muki.html)

# 障がい者の雇用・職場定着・職場復帰に取り組みたい！

## 障がい者雇用支援事業

障がい者の雇用や職場定着を図りたい事業主・うつ病等精神疾患で休職中の方の職場復帰を円滑に進めたいとお考えの事業主等に対して、支援を実施しています。

### 支援内容

#### ○障がい者の雇用や職場定着、職場復帰に関する相談（事業主支援計画の策定）

障がい者の雇用や職場定着を検討されている事業主に対して、専門的なアドバイスを行っています。

##### 【相談事例】

- ①雇用の相談：採用に向けて、何から取り組めば良いか？
- ②雇用管理サポーターの活用：職場環境の整備や雇用管理はどのようにすれば良いか？
- ③職務創出：障がい者にどんな仕事が合うのか？
- ④社員研修：上層部や職場の担当者に障がい者雇用の理解を得るためにはどうすれば良いか？
- ⑤職場適応支援：採用後、職場定着に向けて支援はしてもらえるのか？

※事業主のニーズに応じて、希望のメニューを組み合わせでご相談いただけます。

※ご相談の上、事業主支援計画を策定し、それに基づき支援を実施します。



希望に応じて、下記の支援に移行します

#### 1 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援

事業主に対して、職場での障がい者との関わり方や指導方法等、雇用管理についての助言等を行います。

支援方法： 職場を訪問し、課題改善に向けての相談、助言を行います。雇用前から雇用後までご希望に応じて支援開始のタイミングを調整いたします。

支援期間： 標準2～3ヶ月の支援期間を設定します。

対象者： 障害者手帳の有無や障がい種別は問いません。

支援頻度： 必要に応じて、週1回～週4回程度、短時間～終日支援。状況に応じて相談の上、調整させていただきます。

支援終了後： 支援期間終了後は、フォローアップ支援に移行します。定期訪問や電話・メール等により状況を確認の上、必要な支援を行います。

#### 2 職場復帰（リワーク）支援

職場復帰に向けたコーディネートを行い、適応力の向上や再発防止のための支援をしています。

支援方法： 支援対象者（休職者）・事業主・主治医の三者合意に基づいて、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について合意形成（コーディネート）を図ります。その後、センター内での支援を実施します。

支援期間： 個別に設定しますが、標準的な支援期間（センター内での支援）は概ね3ヶ月程度です。

対象者： うつ病等の精神疾患で休職中の方、及びその方の雇用事業主

支援終了後： フォローアップ支援を行います。

### ご利用方法

- ・当センターの利用は無料です。
- ・まずは、下記までお気軽にお問い合わせください。
- ・当センターが実施している支援内容について詳しくお知りになりたい場合には、毎月、当センターが実施しております利用説明会にもご参加いただけます（日程や予約方法等については下記ホームページをご覧ください）。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

北海道障害者職業センター（札幌本所）TEL 011-747-8231

北海道障害者職業センター（旭川支所）TEL 0166-26-8231

URL：<https://www.jeed.go.jp/location/chiki/hokkaido/>

# 障がい者の雇用環境を整備したい！

## 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

事業主等が障がい者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理をはかるための特別な措置を行わなければ、障がい者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して助成金を支給します。

### 主な助成金等の種類

※障害者作業施設設置等助成金、障害者介助等助成金の一部、職場適応援助者助成金については、中高年齢等障害者(35歳以上の方)の雇用継続を図る措置への助成が新設されました。

助成金種別	助成金概要
障害者作業施設設置等助成金 ※	障がい者が業務を円滑に進められるように作業施設、設備等の整備を行う際にその費用の一部を助成する助成金（トイレ、スロープ、点字ソフト購入等）
障害者福祉施設設置等助成金	障がい者の福利を充実させるために、福利厚生施設の整備等を行う際にその費用の一部を助成する助成金（休憩室、給湯室等）
障害者介助等助成金 ※	障がいの種類や、程度に応じた雇用管理を行うために必要な介助等の措置を行う際にその費用の一部を助成する助成金（職場介助者の委嘱または配置、手話通訳・要約筆記担当者等の委嘱、重度訪問介護サービス利用者等職場介助、健康相談医の委嘱など）
重度障害者等通勤対策助成金	障がい者の通勤を容易にするための措置を行う際にその費用の一部を助成する助成金（住宅・駐車場の賃借、重度訪問介護サービス利用者等通勤援助など）
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を多数雇用する事業主が、障がい者のために事業施設等の整備を行う際にその費用の一部を助成する助成金
職場支援員の配置又は委嘱助成金	障がい者の業務の遂行に必要な援助や指導を行うため、職場支援員を配置（雇用）又は委嘱した場合にその費用の一部を助成する助成金
職場復帰支援助成金	中途障がい者等に対して、職場復帰後の本人の能力に合わせて、以下の①～③の職場復帰のための措置を講じる場合にその費用の一部を助成する助成金 ①時間的配慮等、②職務開発等、③職務開発等に伴う講習
職場適応援助者助成金 ※（訪問型）（企業在籍型）	障がい者の職場適応のために、訪問型職場適応援助者または企業在籍型職場適応援助者による支援を実施させた事業主に対して助成する助成金
障害者職場実習等支援事業	障害者を雇用したことのない事業主等が、ハローワーク等と協力して、雇入れを前提として一定期間の職場実習を計画し実習生を受け入れた場合等において、障害者職場実習等受入謝金等を支給

### 支給対象障がい者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中途障がい者等（※）であって、週の所定労働時間が20時間以上（精神障がい者のあつては15時間以上）で、対象期間における各月ごとの実態の労働時間が80時間以上（精神障がい者のあつては60時間以上）の月が半分を超えていることにより判断します。助成金の種類によって発達障がい者、難病患者、高次脳機能障がい者が対象となる場合もあります。

なお、令和6年4月から、助成金に共通する事項として対象となる「労働者」に週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者が「特定短時間労働者」として加えられました（対象とならない助成金もあります）。また、上記表中、障害者作業施設設置等助成金・障害者介助等助成金の一部・職場適応援助者助成金については、中高年齢等障がい者（35歳以上の方）の雇用継続を図る措置への助成が新設されました。

### 支給対象事業主等

障がい者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業所であって、障がいの種類又は程度に応じた助成対象となる措置を実施する事業所の事業主等（※）。

（※）重度障害者等通勤対策助成金は、事業主だけでなく事業主団体も対象となります。

### ご利用方法

助成金を受けようとする事業主等は、定められた期間内に障害者助成金資格認定申請書及び助成金ごとに定められている添付書類を、下記の担当窓口を経由して、当該機構本部に提出してください。受給資格の認定後に、別途支給請求手続きが必要となります。

### 留意事項

- ・助成金ごとに対象障がい者の雇用継続義務期間、対象施設設備等使用義務期間があります。
- ・対象障がい者の雇用状況と施設設備の使用状況を確認するために支給決定日から1年後と2年後の雇用継続義務期間経過後に実施状況報告書等を提出していただきます。
- ・助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。詳細は下記機構HPを参照願います。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 高齢・障害者業務課

TEL 011-622-3351

URL : <https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>

# 障がい者を雇用したい！

## トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）

就職が困難な障がい者を短期間（約3～6か月間）試行的に雇用（トライアル雇用）する場合に、一定額を助成します！

### 支給額

#### 1 障害者トライアルコース

対象労働者1人当たり月額4万円（最大3か月）

ただし、精神障害者を雇い入れる場合は、支給対象期間が最大6か月となり、最初の3か月は月額8万円、残り3か月は月額4万円の支給となります。

欠勤等により就労日数が就労予定していた日数より少ない場合は減額支給又は不支給になる場合があります。

#### 2 障害者短時間トライアルコース

対象労働者1人当たり月額4万円（最大12か月）

#### ※ 障害者短時間トライアルコースとは

ハローワークに求職登録している精神障がい者・発達障がい者を、原則3か月以上12か月以内、週10時間以上20時間未満の雇用契約で雇い入れ、同期間中に週20時間以上働くことを目指していきます。

### 対象労働者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難治性疾患患者等

### ご利用方法

・ハローワークの紹介により対象労働者を障害者トライアル雇用、または障害者短時間トライアル雇用として雇入れることが条件となります。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/shougai\\_trial.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

・北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel 011-738-1053

・ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 発達障がい者や難治性疾患患者を新たに雇いたい！

## 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障がい者及び難治性疾患患者を常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を報告する事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します！

### 対象労働者

次のイ又はロに掲げるもの。原則、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である者を除きます。

- イ 医師の診断書等により、発達障がい者であることが確認できる者
- ロ 難治性疾患を有する者（障害者総合支援法の対象疾病と同じ）

### 助成額

- ・ 短時間労働者以外の者  
支給総額 120万円（大企業50万円）  
第1期～第4期 各30万円（4回）（大企業は第1期・第2期 各25万円（2回））
- ・ 短時間労働者（1週間当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満）  
支給総額 80万円（大企業30万円）  
第1期～第4期 各20万円（4回）（大企業は第1期・第2期 各15万円（2回））

### ご利用方法

- ・ 対象労働者をハローワークの紹介により一般被保険者として雇い入れ、助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められることが必要です。
- ・ ハローワーク職員が事業所訪問を行い、雇用管理等の状況を確認及び指導することとなります。
- ・ URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu\\_nanchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html)

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

- ・ 北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel 011-738-1053
- ・ ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

# 人材育成に関する研修・セミナーを受けたい！

## 産業人材育成研修情報提供事業

道内各機関が実施している産業人材育成に関する研修・セミナー情報を収集し、ポータルサイトにおいて提供しています！

### 提供する情報の内容

一次産業、二次産業及び三次産業における人材育成に関する研修・セミナーの情報を研修・セミナーポータルサイト(北海道庁ホームページ内)にて提供しています。

### ご利用方法

- ・ 下記URLより研修・セミナー情報を参照できます。
- ・ 下記URLから利用者登録を行ってください。随時受付しています。登録を行うと、新着情報・サイトに載らない更新情報についてお知らせするほか、研修・セミナーの要望を受付し、研修実施機関における実施を検討します。
- ・ URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/portalsite.html>

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 産業訓練係 TEL 011-204-5357

# 在職者の職業訓練について相談したい！

## 在職者職業訓練総合相談窓口

従業員の技能・能力向上をお考えの企業の方へ、在職者を対象とした職業訓練の各種情報や訓練担当窓口のご案内と併せて北海道労働局が取り扱う訓練関係の助成金制度についてご説明いたします。

### 事業内容

- 北海道労働政策協定を踏まえ、平成28年1月28日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。  
社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。
- 職業訓練
  - 能力開発セミナー、認定職業訓練制度  
(実施機関：北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)
- 助成金
  - 人材開発支援助成金  
(実施機関：北海道労働局)

北海道ビジネスサポート・ハローワーク      TEL 011-200-1622  
札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F

# 社員の人材育成について相談したい！

## 人材育成プラン

事業主団体及び事業主の方々が従業員に対して教育訓練を効果的に実施できるよう、職業能力の開発及び向上に関する相談・支援を行っています。

相談では、計画的・効率的な人材育成のために、職業能力開発体系を活用した「人材育成プラン」を提案いたします。

### 人材育成プランの流れ

「職業能力開発体系」を活用した人材育成プランづくりの流れは、「仕事の見える化」、「能力の見える化」、「目標の見える化」、「能力開発の見える化」の順で進めていきます。

1. 仕事の見える化（仕事に必要な職業能力は何か？）
2. 能力の見える化（個人ごとにどの仕事ができるか？）
3. 目標の見える化（個人ごとに次の能力開発の目標は何か？）
4. 能力開発の見える化（能力開発をどのように進めるか？）

職業能力開発体系を活用した「人材育成プランのご提案」の流れについては、「人材育成のパートナー」のリーフレットに詳細を記載しております。「人材育成のパートナー」のリーフレットからダウンロードしてご覧ください。 <https://www.jeed.go.jp/js/jigyonusshi/om5ru8000000584n-att/om5ru8000000594k.pdf>

### よくあるご質問（Q&A）

Q1. 人材育成のメリットは何ですか。

A1. 従業員のスキルアップにより生産性の向上や事業の拡大が期待できます。また、従業員のモチベーションが向上し、職場定着率の向上にもつながります。

Q2. 職業能力開発体系とは何ですか。

A2. 職業能力の開発及び向上に向けて、人材育成をどのように計画的・効果的に進めるかについて整理するためのツールです。仕事・作業に必要な職業能力（知識・技能・技術）を段階的・体系的に整理した「職業能力の体系」と、それらを身につけるための訓練カリキュラムを同様に整理した「職業訓練の体系」からなっています。このうち「職業能力の体系」は、人材開発支援助成金等の厚生労働省の助成金における「汎用性のある評価基準」に定められています。

Q3. どのように人材育成を支援してもらえますか。

A3. 従業員の人材育成における課題解決のために、職業能力開発体系を活用して4つの「見える化」の流れで従業員の職業能力の開発及び向上に関する支援を行います。御社のご要望にあわせて、ハロートレーニング（在職者訓練）の実施、生産性向上支援訓練の実施、テクノインストラクター（職業訓練指導員（講師））派遣、機器設備等をご利用いただけます。

Q4. 費用はかかりますか。

A4. 「人材育成プラン」は無料でご提案いたします。詳しくは、最寄りのポリテクセンター・ポリテクカレッジの生産性向上人材育成支援センターまでお問い合わせください。

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

○ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）訓練第二課 TEL 011-640-8823

URL : <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>

○ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）訓練課 TEL 0166-48-2327

URL : <https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/>

○ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）訓練課 TEL 0154-57-5938

URL : <https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/>

○ポリテクセンター函館（函館訓練センター）訓練課 TEL 0138-52-0323

URL : <https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

○北海道ポリテクカレッジ（北海道職業能力開発大学校）援助計画課 TEL 0134-62-3551

URL : <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/>

# 従業員の人材育成をしたい！

## 生産性向上支援訓練

あらゆる産業分野の生産性向上に効果的なカリキュラムにより、企業が生産性を向上させるために必要なスキルを習得する職業訓練です。個別企業の課題に合わせてカリキュラムをカスタマイズする訓練コースや地域のニーズを踏まえた訓練コースを設定し、専門的知見を有する民間機関等に委託して実施します。

### 生産性向上支援訓練の3つのポイント

- ①訓練を受講して生産性アップ  
生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、各企業の課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。
- ②オーダーメイドで訓練を実施  
日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性向上人材育成支援センター（生産性センター）が訓練をコーディネートします。  
訓練時間は4～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。
- ③受講しやすい料金設定  
受講料は1人当たり2,000円～6,000円（税別）です。  
さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。  
※助成金の受給には、一定の要件（訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること、10時間以上の訓練であること等）を満たす必要があります。

### 訓練分野と主なコース

- A：生産・業務プロセスの改善  
工程管理のポイントや見直し及び改善を行う際の課題とその解決方法など、生産管理や生産現場の業務プロセス改善に必要な知識や手法の習得を主な目的としています。  
【例】 生産現場の問題解決、RPA活用、テレワークを活用した業務効率化 など
- B：横断的課題  
既存の業務の効率化や業務の改善、あるいは70歳以上の就業機会の確保に向けて中高年齢者の役割の変化への対応やノウハウ継承に必要な知識や手法の習得を主な目的としています。  
【例】 組織力強化のための管理、業務効率向上のための時間管理、後輩指導力の向上と中堅・ベテラン従業員の役割 など
- C：売上げ増加  
マーケティングや広報戦略、新商品の企画・開発やサービスの高付加価値化を実現するために必要となる知識や手法の取得を主な目的としています。  
【例】 マーケティング志向の営業活動の分析と改善、提案型営業手法/実践 など
- D：IT業務改善  
生産性を向上させるための手段としてITを利活用する上で必要となるネットワーク、データ活用、情報発信、情報倫理・セキュリティに関する知識や手法の習得を主な目的としています。  
【例】 表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化、集客につなげるホームページ作成 など

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

○ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター Tel 011-640-8828

URL: <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/biz/>

○ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター） 訓練課 Tel 0166-48-2327

URL: <https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/>

○ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター） 訓練課 Tel 0154-57-5938

URL: <https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/>

○ポリテクセンター函館（函館訓練センター） 訓練課 Tel 0138-52-0323

URL: <https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

○北海道ポリテクカレッジ（北海道職業能力開発大学校） 援助計画課 Tel 0134-62-3551

URL: <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/>

# 社員の専門的知識や技能・技術を向上させたい！

## 能力開発セミナー（在職者訓練）

企業の生産現場が抱える問題解決のために、機械系、電気・電子系、居住系の“ものづくり分野”を中心として、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの、実習を中心とした訓練コースを体系的に実施しています。

### 能力開発セミナーの概要

企業の成長・発展には、競争力及び経営資源を強化する「人材育成」が欠かせません。当機構では、企業の生産現場で働く在職者が抱える課題解決のため、生産性の向上や業務の改善、新たな製品の創造に必要な専門的知識及び技能・技術を習得する職業訓練を実施しています。能力開発セミナーは、中小企業等の生産活動等をリードする指導的・中核的立場にある方又はその候補者の方々の人材育成を目的とした短期間（2日～5日）の職業訓練です。

### 能力開発セミナーの特徴

- ①ものづくりに関わる中小企業等の皆様の職業能力の開発と高度化に向けた人材育成を支援します。
- ②ものづくりに関する仕事の品質及び生産性の向上・改善を目指したコースを提供します。
- ③各コースは少人数（標準定員10名程度）で、学科と実技を融合した実践的な訓練カリキュラムで構成しています。
- ④個々の専門分野を段階的かつ体系的に習得するカリキュラムで構成しています。

※ものづくり分野の訓練とは

訓練には、直接生産型（加工、組立、設計、工事、施工、検査等）と間接支援型（生産管理、品質管理、設備保全、教育訓練、安全衛生等）とそれらにIT技術とその基盤となる技術を含めた職業能力を習得する訓練があります。

### 主な能力開発セミナーコース

#### ○機械系

2次元CADによる機械設計技術、実践機械製図、3次元CADを活用したアセンブリ技術、切削加工の理論と実際、旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤プログラミング技術、NC旋盤加工技術、マシニングセンタ加工技術、被覆アーク溶接技能クリニック、精密測定技術

#### ○電気・電子系

シーケンス制御による電動機制御技術、PLCプログラミング技術、有接点シーケンス制御の実践技術、電気設備の総合的設計技術、一般用電気工作物の施工技術、トランジスタ回路の設計・評価技術、センサ回路の設計技術、組込みシステムにおけるプログラム開発技術、タブレット型端末を利用した通信システム構築、実習で学ぶ画像処理・認識技術

#### ○居住系

実践建築設計2次元CAD技術、BIMを用いた建築生産設計技術、BIMを用いた給排水設備設計技術、木造住宅の断熱材施工法の実践技術、住宅の音響環境性能測定実践技術、木造住宅における許容応力度設計技術、冷媒配管の施工と空調機器据付け技術、トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術、自動火災報知設備工事の施工・保守技術

能力開発セミナーのご案内：[https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/copy\\_of\\_about.html](https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/copy_of_about.html)

「ホームページに掲載されているコースを受けたいが、日程が合わない。」「自社の実情や目的に合った研修を実施したい。」等のご要望に対し、オーダーコースとしてセミナーを実施することも可能です。

各ポリテクセンター等にお問い合わせください。

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

○ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）訓練第二課 Tel 011-640-8823

URL：<https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>

○ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）訓練課 Tel 0166-48-2327

URL：<https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/>

○ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）訓練課 Tel 0154-57-5938

URL：<https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/>

○ポリテクセンター函館（函館訓練センター）訓練課 Tel 0138-52-0323

URL：<https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

○北海道ポリテクカレッジ（北海道職業能力開発大学校）援助計画課 Tel 0134-62-3551

URL：<https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/company/society/>

# 従業員の能力向上に取り組みたい！

## 能力開発セミナー（在職者訓練）

従業員の能力の向上に取り組む企業を対象に、道立高等技術専門学院（MONOテク）及び障害者職業能力開発校が各地で能力開発セミナーを開催します！

学院名	訓練科目	日程	内容	実施地
札幌	2級管工事科	8.20～10.18	2級管工事施工管理技士	札幌市
	VBAプログラミング科	9.17～9.27	VBAプログラミング	札幌市
	ITパスポート科	9.26～10.10	ITパスポート試験	札幌市
	基本情報技術者科	12.3～12.24	基本情報技術者試験	札幌市
	消防設備科	1.16～1.17	消防設備	札幌市
函館	建築製図科	2.3～2.18	製図基礎	函館市
旭川	木工科（1級・2級コース）	6.15～6.16	施工法（家具製作）	旭川市
	建設経理科	9.26～10.25	建設業経理士2級	旭川市
	土木科	2.7～2.16	2級土木施行管理技士	旭川市
稚内	観光サービス科Ⅰ	6.7～6.28	ベトナム語基礎	稚内市
	IT活用科Ⅰ	6.12～6.26	ビジネスマナーとアプリの活用	中川町
	自動車整備科	7.8～9.27	2級ガソリン	稚内市
	観光サービス科Ⅱ	8.22～10.10	おもてなし英会話	稚内市
	IT活用科Ⅱ	8.30～8.31	ドローンの活用	猿払村
	IT活用科Ⅲ	9.12～10.30	ドローンの活用	稚内市
	観光サービス科Ⅲ	9.28～10.5	SNSマーケティング	稚内市
	IT活用科Ⅳ	10.18～10.20	ドローンの活用	礼文町
	配管科	1.10～1.11	建築配管基礎実務	稚内市
北見	エクセル初級科	5.20～5.31	エクセル基礎	北見市
	エクセル中級科	6.18～7.11	エクセル応用	遠軽町
	エクセル中級科	7.16～7.31	エクセル応用	北見市
	WEB活用科	9.26～10.17	ホームページ等のSNS活用とDX推進	遠軽町
室蘭	OA事務科	6.3～7.4	ワード・エクセル基礎	室蘭市
	OA事務科	7.22～8.21	ワード応用	室蘭市
	OA事務科	9.2～9.30	エクセル応用	室蘭市
	OA事務科	10.15～10.30	パワーポイント基礎	室蘭市
苫小牧	電気工事科（第二種）	5.2～5.23	第二種電気工事士学科講習	苫小牧市
	自動車整備科（3級）	6.10～9.10	整備技術習得講習	苫小牧市
	電気工事科（第一種）	8.29～9.19	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市
	自動車整備科（2級）	11.14～2.28	整備技術習得講習	苫小牧市
帯広	ICT活用科Ⅰ	5.21～6.6	ドローン活用基礎	帯広市
	OA事務科	6.18～7.18	エクセル・ワード（2021）中級	帯広市
	電気工事科Ⅰ	9.3～10.3	電気工事基礎	帯広市
	電気工事科Ⅱ	10.22～11.21	電気工事応用	帯広市
釧路	観光ビジネス科	8月頃	中国語講座	釧路市
	ホームページ作成基礎科	9月頃	ホームページ作成講座	釧路市
障害者校	パソコンビジネス基礎科	6月頃	初歩の情報ビジネス	札幌市
	パソコン基礎科	6月頃	ビジネスアプリケーション基礎	旭川市
	パソコンビジネス実践科	7月頃	パワーポイントとビジネスコミュニケーション	札幌市
	パソコン実務科	8月頃	ビジネスアプリケーション活用術	旭川市
	ビジネスマナー科	10月頃	コミュニケーション基礎	札幌市
	ビジネスマナー科	10月頃	コミュニケーション基礎	旭川市

### ご利用方法

- ・受講料は無料です。※テキスト代等の実費負担あり（500円～10,000円程度）
- ・各MONOテク（高等技術専門学院）・障害者職業能力開発校又は下記までお問い合わせください。
- ・URL：[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kidou\\_hoka.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kidou_hoka.html)

# 企業の課題やニーズを踏まえた研修を受けたい！

## 中小企業大学旭川校の研修制度

(独) 中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校旭川校は、道内中小企業の人材育成をサポートするため、中小企業の経営者・経営幹部、管理者、後継者等を対象に、道内中小企業の課題や地域ニーズを踏まえた研修を行っています！

### 2024年度研修事業計画（4月～9月分）

	研修コース名	研修日程	受講料 (税込み)
1	新任管理者研修(4月開講)	2024年4月16日(火)～4月19日(金)	39,000円
2	建設業のための現場管理者養成講座(4月開講)	2024年4月22日(月)～4月24日(水)	32,000円
3	5S基礎講座(札幌開催) ※インターバル	2024年4月23日(火)～5月22日(水)	39,000円
47	会計情報活用講座(釧路開催)	2024年5月14日(火)	16,000円
4	営業力を高める商談・交渉力	2024年5月15日(水)～5月16日(木)	22,000円
5	ファシリテーション基礎講座	2024年5月21日(火)～5月23日(木)	32,000円
6	コーチングと部下育成(札幌開催)	2024年5月28日(火)～5月30日(木)	32,000円
201	中堅管理者研修(帯広開催)	2024年5月29日(水)～5月31日(金)	32,000円
7	コミュニケーション活性化講座	2024年6月4日(火)～6月6日(木)	32,000円
8	中堅管理者研修(6月開講)	2024年6月12日(水)～6月14日(金)	32,000円
9	Webマーケティング講座	2024年6月18日(火)～6月19日(水)	22,000円
10	DX・デジタル化の進め方	2024年6月20日(木)～6月21日(金)	22,000円
11	リスク管理の考え方・進め方(札幌開催)	2024年6月24日(月)～6月25日(火)	22,000円
301	経営管理者養成コース(第12期)	2024年7月2日(火)～12月6日(金) ※4日間×6回	298,000円
12	多能工化(マルチスキル)の進め方(札幌開催)	2024年7月2日(火)～7月4日(木)	32,000円
13	若手リーダー研修(7月開講)	2024年7月17日(水)～7月19日(金)	32,000円
48	経営トップセミナー I	2024年7月25日(木)～7月26日(金)	16,000円
14	職場の問題発見・解決力強化講座	2024年7月24日(水)～7月26日(金)	32,000円
15	SDGsの考え方・進め方(札幌開催)	2024年7月29日(月)～7月30日(火)	22,000円
16	ブランディング実践講座(札幌開催)	2024年8月1日(木)～8月2日(金)	22,000円
17	組織風土づくりの考え方・進め方(札幌開催)	2024年8月6日(火)～8月8日(木)	32,000円
18	決算書の読み方講座(財務初級編)	2024年8月20日(火)～8月22日(木)	32,000円
19	女性管理者養成講座	2024年8月27日(火)～8月29日(木)	32,000円
20	従業員のための健康経営講座(札幌開催)	2024年8月27日(火)～8月28日(水)	22,000円
21	ヒューマンエラー・ポカミス対策講座(札幌開催)	2024年9月18日(水)～9月20日(金)	32,000円
22	次世代トップリーダー研修(札幌開催)	2024年9月25日(水)～9月27日(金)	32,000円

※その他サテライト・ゼミ・追加研修につきましては、旭川校ホームページをご参照ください。

中小企業大学校旭川校の研修受講に際しては、「人材開発支援助成金」や、市町村・商工会議所・商工会・信用金庫等の助成制度がご利用いただけます。研修によっては該当しない場合がありますので、詳しくは事前に北海道労働局や各機関へお問い合わせください。

### ご利用方法

下記リンクまたは右のQRコードより、各研修のご案内ページからお申し込みください。

URL : <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/>



# 航空機関連産業へ参入したい！宇宙・航空機関連産業の人材を確保・育成したい！

## 航空機関連産業雇用創造・クラスター事業/宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

航空機関連産業への道内企業の経営多角化や事業転換に向けた支援、宇宙・航空機関連産業の人材確保や従業員の育成等を支援します。

### 事業内容（予定）

- ・令和5年度に予定しているプログラムの一部をご紹介します。  
詳細や、下記以外のものについては、道のHPをご覧ください。調整中のものは随時掲載します。

### ■航空機関連産業雇用創造・クラスター事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
外部研修補助金	道内企業（ものづくり産業、航空機関連産業）	道内企業の航空機関連産業への経営多角化や事業転換を支援し、本道ものづくり産業における雇用創造及び産業の振興を図ることを目的とし、外部研修に要する経費を予算の範囲内で補助します。  ■ 1社あたり100万円以内（1従業員あたり50万円以内）、補助率1/2（詳細は要綱をご覧ください）	
北海道航空機関連産業参入促進セミナー	航空業界への参入意欲がある道内ものづくり企業の経営者等	業界の特性及び参入までの道のりや、先進事例等を講師が紹介します。 （定員50名程度、無料）  ■ 令和6年1月頃開催予定（調整中）	

### ■宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
企業説明会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の説明会をリアル&オンラインのハイブリッドで開催予定。セミナーや意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。  ■ 令和5年12月頃開催予定（調整中）	
就業体験会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の見学、体験、先輩社員との意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。  ■ 令和5年12月頃開催予定（調整中）	

経済部 スタートアップ推進室（宇宙航空産業担当） TEL 011-204-5336  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/uchu-kouku.html>

# 企業内での人材育成を進めたい！

## 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

### 概要

コース名	訓練メニュー	対象労働者	対象となる訓練
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規 非正規	職務に関連する10時間以上のOFF-JT
	認定実習併用職業訓練	正規 非正規	企業の中核人材を育てるために実施するOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練
	有期実習型訓練	非正規のみ対象	非正規労働者の正社員転換を目的として実施するOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練
事業展開等リスキング支援コース		正規 非正規	事業展開、DX化、グリーン・カーボンニュートラル化に必要な知識・技能を習得するための訓練
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練	正規 非正規	高度デジタル人材(ITSSレベル3、4など)の育成や大学院(海外を含む。)での訓練
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規 非正規	IT未経験者に対するOFF-JTとOJTを組み合わせたIT分野関連の訓練
	定額制訓練	正規 非正規	定額制訓練(サブスク型研修サービス)を利用した訓練
	自発的職業能力開発訓練	正規 非正規	労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成
	長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	労働者が働きながら訓練を受けられるよう長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入
教育訓練休暇付与コース		正規 非正規	労働者が働きながら訓練を受けられるよう、3年間に5日以上教育訓練休暇を導入

### 訓練の一例

#### IT分野未経験者にIT関連の訓練を行った場合

資格試験料も助成の対象です！

**課題**  
IT未経験の従業員にも、ITの内容を覚えてもらい、即戦力として働いてほしい！

**訓練**

- 訓練コース プログラミング(1名)
- 訓練内容  
スマート端末上の開発に必要なプログラミング言語の習得等、OJTで実際に発注を受けたシステムの構築。  
OFF-JT時間：800時間 訓練経費：70万円  
OJT時間：200時間
- ITSSレベル2に相当する資格試験の受験  
訓練経費：5万円

**助成内容(中小企業の場合)・成果**

- 助成率・額  
経費助成：60%  
賃金助成：1時間あたり760円  
OJT実施助成：200,000円
- 助成額(左記の訓練内容の場合の例)  
経費助成：450,000円(資格試験料を含む)  
賃金助成：608,000円  
OJT実施助成：200,000円
- 成果  
IT未経験者にも、基本的な言語の習得や、実際に顧客から発注を受けたシステムの構築を、自社の従業員から丁寧にレクチャー。  
未経験者から一人前のSEに成長させることができた。高額で手が出せない資格も、助成金があることで、取得させることができた。

助成金を活用

#### サブスクリプション型の研修サービスで訓練を行った場合

**課題**  
様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、知識を深めてほしい！

**訓練**

- 訓練コース 営業職研修受け放題講座(40名)
- 訓練内容  
新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業職に関するeラーニング訓練。  
訓練経費：42万円  
(1名～50名まで1か月3,5万円×12月の料金)

**助成内容(中小企業の場合)・成果**

- 助成率・額  
経費助成：60%
- 助成額(左記の訓練内容の場合の例)  
経費助成：252,000円
- 成果  
1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、企業全体の生産性向上に繋がった。

助成金を活用

<p><b>事業展開</b></p> <p>新規商材の展開や新規顧客開拓のノウハウを習得させるため、営業職に「営業折衝力強化研修」を実施</p>	<p><b>事業展開</b></p> <p>新たなトレーニング事業へ進出するため、従業員に「パーソナルトレーナースキル取得講座」を実施</p>
<p><b>事業展開</b></p> <p>新事業に配置される管理職のマネジメント能力の向上のため、「部下指導・育成力向上研修」を実施</p>	<p><b>事業展開</b></p> <p>リフォーム事業への展開を図るため、「内装の部分リペア実践技術コース」を受講させた</p>
<p><b>事業展開</b></p> <p>デジタル化が進まない産業へのデジタル化の支援事業を立ち上げるため、組織改革や管理職育成のための「IT業界管理職研修」を実施</p>	<p><b>DX化</b></p> <p>社内のDX化を推進するためには、人員の質・量ともに強化する必要があるため、新入社員に「IT基礎研修」「Microsoft365活用研修」を受講させた</p>
<p><b>DX化</b></p> <p>社内におけるデジタルセキュリティ強化とDXコンサルティングに必要な提案能力の強化のため、「ISMSクラウドセキュリティ審査員研修」を実施</p>	<p><b>DX化</b></p> <p>商品開発のための図面を3D画像に変更するため、「3D CADオペレーターコース」に従業員を入学させた</p>
<p><b>DX化</b></p> <p>ドローンを使った検査業務の拡大によりドローンパイロットを増やす必要があるため、「フライト基本技術コース」「非破壊検査基本コース」「ドローン防災士」を従業員に受講させた</p>	<p><b>DX化</b></p> <p>建設業における請求書の仕訳・確認、労務管理、集計などのバックオフィス業務の自動化を図るため、「デジタル人材育成サービス」を従業員に受講させた</p>

# デジタル分野などの人材育成を支援したい！

## 人材開発支援助成金

### コース・訓練別の助成率一覧

訓練メニュー	経費助成		賃金助成		OJT助成		
	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用:45%	正規雇用:30%	760円	380円	—	
		非正規→非正規維持:60%					
		非正規→正社員化:70%					
認定実習併用職業訓練	45%	30%	760円	380円	20万円	11万円	
有期実習型訓練	非正規→非正規維持:60%		760円	380円	10万円	9万円	
	非正規→正社員化:70%						
事業展開等 リスクリング支援コース	75%	60%	960円	480円	—		
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	75%	60%	960円	480円	—	
	成長分野等人材訓練	75%		国内大学院の場合 960円		—	
	情報技術分野認定実習 併用職業訓練	60%	45%	760円	380円	20万円	11万円
	定額制訓練	60%	45%	—		—	
	自発的職業能力開発訓練	45%		—		—	
長期教育訓練休暇等制度	制度導入助成 20万円		960円	760円	—		
教育訓練休暇付与コース	制度導入助成 30万円		—		—		

### 賃金要件・資格手当等要件

人材開発支援助成金を含む雇用関係助成金では、企業における賃金加算の取組みを支援するため、賃金を向上させた事業主に対して、助成額の引き上げを行っています。

人材開発支援助成金では、事後的に賃金要件または資格手当等要件を満たした場合に、別途申請することで、割増分の追加支給を受けることができます。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)へお問い合わせください。

◆ 雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL:011-788-9070

また、北海道労働局では「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」の特設ページを開設していますので、ぜひご覧ください。

人材開発支援助成金 北海道労働局

検索



(人への投資促進コース) (リスクリング支援コース)

◆ 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

# 非正規雇用労働者をキャリアアップさせたい！

## キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成金を支給します！

### 正社員化コース

○ 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成

( ) 内は大企業の額～以下全コースに適用

<支給額>

① 有期→正規：1人当たり80万円（60万円）

② 無期→正規：1人当たり40万円（30万円）

※①1期6か月、40万円×2期（30万円×2期）、②20万円×2期（15万円×2期）

<①、②を合わせて1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人まで>

※ 多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等した場合には正規雇用労働者へ転換等したものとみなします。

● 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合に助成額を加算  
1人当たり28万5,000円（大企業も同額）

● 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合に助成額を加算  
（転換等した日において母子家庭の母等又は父子家庭の父である必要があります）

①：1人あたり95,000円、②：47,500円（大企業も同額）

● 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換等した場合に助成額を加算

①：1人あたり95,000円、②：47,500円（大企業も同額）

うち、自発的職業能力開発訓練または定額制の訓練終了後に正社員化した場合

①：1人あたり11万円、②：55,000円（大企業も同額）

● 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合に助成額を加算

1事業所あたり20万円（15万円）<1事業所あたり1回のみ>

● 「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換等した場合に助成額を加算

1事業所当あたり40万円（30万円）<1事業所あたり1回のみ>

### 障害者正社員化コース

○ 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者、重度的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)		45万円 × 2期 (33.5万円※ × 2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

支給対象者1人あたり、上記の額を支給します。

支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といいます。

## 賃金規定等改定コース

○ すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合に助成  
<支給額>

賃金引き上げ率が ① 3%以上5%未満：1人あたり50,000円（33,000円）

② 5%以上：1人あたり65,000円（43,000円）

<1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人まで>

- 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算  
1事業所あたり20万円（15万円）<1事業所あたり1回のみ>

## 賃金規定等共通化コース

○ 有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、  
適用した場合に助成

1事業所あたり60万円（45万円）<1事業所あたり1回のみ>

## 賞与・退職金制度導入コース

○ すべての有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成  
賞与又は退職金制度を導入：40万円（30万円）

賞与及び退職金制度を同時に導入：56万8000円（42万6,000円）

<1事業所あたり1回のみ>

## 社会保険適用時処遇改善コース

○ 新たに社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった際に、賃金総額を増加させる取り組み（手当  
支給・賃上げ・労働時間延長）を行った場合、または週の所定労働時間を4時間以上延長する等を実施し、これに  
より当該労働者が社会保険の被保険者要件を満たし、その被保険者となった場合に助成

<支給額>

### ① 手当等支給メニュー

1人あたり 最大50万円（37万5,000円）

※ 1期6か月、10万円×5期（7万5,000円×5期）

※ 1年目、2年目は労働者負担分の社会保険料相当額（標準報酬月額等の15%以上）の手当支給又は賃上げの  
実施、3年目は基本給の総支給額を18%以上増額

### ② 労働時間延長メニュー

1人あたり 30万円（22万5,000円）

※ 延長時間が1時間以上4時間未満の場合、賃金引き上げ率（15%～5%）分、基本給を引き上げている必要が  
あります。

### ③ 併用メニュー

1人あたり 最大50万円（37万5,000円）

※ 1年目に①、2年目に②を実施した場合

※ 対象者1人につき、いずれか1メニューの助成となります。

# 洋上風力発電関連の人材を確保・育成したい！

## 洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保支援事業

洋上風力発電関連産業への参入に向けた人材の確保や技術力強化を支援するため、洋上風力発電の建設工事やメンテナンス等に必要な知識・技能・資格等の取得の費用の一部を補助します。

### 洋上風力発電関連産業人材確保支援事業補助金

区分	概要
対象者	道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者 ※但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く ※道税を滞納していないこと。
補助対象事業	自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な専門的知識や技能、資格を取得させるための事業
補助率	1/2以内
補助上限額	50万円以内/1名 ※応募状況や申請内容によって同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を設ける場合があります。
主な補助対象経費	研修受講・教材費、交通費・宿泊料、研修に必要な機器の借上料金・輸送費 講師謝金 等

### 申請方法

#### ①事前相談

交付決定まで時間を要する場合があるため、余裕をもってご相談ください。

##### 研修・資格例

洋上安全作業訓練(GWO基本安全訓練、OPITO認証訓練、STCW条約基本訓練等)、フルハーネス型安全帯使用特別教育、低圧・高圧電気取扱特別教育、巻き上げ(固定式)/天井クレーン(移動式)特別教育、玉掛け技能講習1t以上、ロープ高所作業特別教育、救助員養成講習等  
※対象の研修や資格は上記に限りません。事業内容や参入計画との関連性などを申請書類にて確認の上、個別に判断します。

#### ②申請書類の提出

北海道のホームページから申請書様式等をダウンロードし、下記窓口に提出してください。

#### ③書面審査・交付決定

補助対象となる経費は、交付決定後に発生した経費に限ります。

#### ④事業実績の報告

事業が完了した日から30日以内、または令和7年4月10日までのいずれか早い日までに実績を報告してください。

#### ⑤額の確定

実績報告後、20日以内に補助額を確定し、文書によりお知らせします。

#### ⑥補助金の交付

確定金額を口座振込払いにより交付します。

# 働き方改革を進めたい！

## 「北海道働き方改革推進支援センター」 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

中小企業・小規模事業者を対象とした取り組むべき「働き方改革」について、労務管理や経営管理の専門家による相談や個別訪問支援などを実施します。

### 名称・所在地等

#### 北海道働き方改革推進支援センター

札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階

TEL： 0800-919-1073（フリーダイヤル）

メール：[hokkaidou-hatarakikata@lec.co.jp](mailto:hokkaidou-hatarakikata@lec.co.jp)

URL：<https://hatarakikatakaiaku.mhlw.go.jp/top/consultation/hokkaidou.html>

午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

### 主な支援内容

#### ■ 社会保険労務士等の専門家が常駐し、無料で相談窓口が利用できます。

「北海道働き方改革推進支援センター」は、社会保険労務士等の専門家が常駐し、残業時間の縮減、非正規労働者の待遇改善、人手不足への対応、同一労働同一賃金への対応、利用可能な助成金など、事業者へのアドバイスをしています。

#### ■ 社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が会社を訪問し、就業規則見直し等の技術的支援をします。

賃金制度見直し等の技術的支援が必要な場合は、専門家が直接あなたの会社を訪問し、無料で就業規則・給与規定・賃金テーブル・福利厚生等の見直しについて専門的なアドバイスを行います。（最大6回まで）

#### ■ 事業主向けセミナーを実施します。

働き方改革に関連する各種テーマについて、セミナーを実施します。

#### ■ その他、「働き方改革」推進のための様々な支援を行っています。

労働時間制度の見直し、生産性の向上、人材確保・育成などについて、問題解決のための改善提案を行います。

### 主な相談内容

- ◇ 労使間で残業時間の取り決めを行う36協定について詳しく知りたい
- ◇ 人手不足を解消するために出来ることをアドバイスがほしい
- ◇ 働き方改革に対応した就業規則・給与規定・賃金テーブル等の改訂についてアドバイスがほしい
- ◇ 働き方改革を実施するに当たり、利用できる助成金が知りたい
- ◇ 同一労働・同一賃金への対応について知りたい
- ◇ テレワークを導入したいが、社内規定や労使協定の作り方、手続きがわからない

### 相談方法

相談希望の方は、まずは専用電話又はメールでご連絡ください。

北海道働き方改革推進センター TEL 0800-919-1073  
北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL 011-709-2715

# 人材確保や職場定着について相談したい！

## ジョブカフェ北海道

ジョブカフェ北海道では、企業に対する個別相談や、求職者に対する道内就職促進のための各種事業を通して、人材確保・職場定着に係る支援を行っています。

### 所在地、利用時間

【場 所】 札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階  
 【利用時間】 月～金：10:30～19:00 土：10:00～17:00（日曜、祝日、年末年始は休館）

☆ジョブカフェ北海道と、同ビル7階に設置された「札幌わかものハローワーク」、9階に設置された「札幌新卒応援ハローワーク」は、『北海道わかもの就職応援センター“みらいっほ”』として、一体的な就職支援を実施しています。

### 提供サービス

※主なもの

支援対象者	支援メニュー	内 容	実施場所	
企 業	企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	札幌	
	企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを提供します。	札幌	
	内定者向け研修	新規大学卒業者のうち就職内定者を対象に、ビジネスマナーや職場での円滑な人間関係の構築など、ビジネスパーソンに必要なスキルについて意識させるセミナーを実施します。 ※厚生労働省委託事業	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見	
求 職 者	全年齢	求人情報の発信	ジョブカフェ北海道のホームページで、「ジョブカフェ北海道 パートナーズ※」の求人情報を発信するほか、札幌及び各地方拠点の施設内にも掲出しています。	道内
	全年齢	職業体験 (インターンシップ オープンカンパニー 等)	就職後のミスマッチを防ぐため、求職者を職場体験へ誘導します。	札幌
	高校 1～2 年生	就職前職業 ガイダンス	就職活動前の学生(主に高校1～2年生。進学予定者含む。)に対し、地域の産業や業種について体験や実演を通して理解を深めてもらう機会を創出します。	道内6圏域 各1回以上
	若年者 (概ね 44歳 以下)	企業見学会・交流会	人手不足産業等の理解・就業促進のため、企業見学会及び社員との交流会を実施します。	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見
若年者 (概ね 44歳 以下)	合同企業説明会	人手不足産業等の理解・就業促進のため、合同企業説明会を実施します。(参加者・企業に対する事前セミナー含む。)	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見	

◎上記以外の支援メニューや詳細については、ジョブカフェ北海道ホームページをご覧ください。

※「ジョブカフェ北海道パートナーズ」とは、ジョブカフェ北海道の活動にご賛同・ご協力いただける企業です。新規の場合は求人情報の提供をして頂き、支援対象者や各事業に該当する企業に対してジョブカフェより情報提供いたします。なお、登録及び各サービス利用料は無料です。(登録しない場合も、支援メニューは利用できます。)

ジョブカフェ北海道 TEL 011-209-4510 URL : <https://www.jobcafe-h.jp/>

# 働き方改革について相談したい！

## 働き方改革関連特別相談窓口の設置

働き方改革に関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、本庁及び各（総合）振興局に相談窓口を設置し、国と連携した専門家による相談・助言等を行う。

### 制度の内容等

（相談事例）

- ・働き方改革関連法への対応について
- ・各種助成金の申請支援
- ・テレワーク導入時の労務管理等について  
など

（対応）

- ・道職員による相談（常設）
- ・専門家による巡回相談（月1回程度）
- ・専門家による個社支援（相談内容に応じ随時）

### 設置場所

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

### 費用

費用は無料です。

北海道 経済部 労働政策局 雇用労政課 働き方改革推進室 就業環境係  
TEL 011-204-5354

# 従業員の賃金を引き上げたい！

## 業務改善助成金

中小企業・小規模事業者が、生産性を向上させるための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を50円以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

### 制度の内容等

- I 支給対象は、事業場内最低賃金（※）と地域別最低賃金の差額が50円以内の中小企業・小規模事業者です。（事業場規模100人以下の事業場）  
※ 事業場内最低賃金とは、**事業場内で最も低い時間当たり賃金額**のことをいいます。
- II 主な支給要件
- 1(1) **事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる計画(賃金引上計画)**を策定すること。  
(2) **生産性向上のための設備投資等の計画(業務改善計画)**を策定すること。
- 2(1) **助成金交付申請後に**、就業規則等に引上げ後の事業場内最低賃金を規定すること。  
(2) 計画に基づき改正した就業規則等に基づき、引上げ後の賃金を支払うこと。  
(3) **助成金交付決定後に**、計画に基づく機器・設備等の導入・業務改善・費用支払いを行うこと。  
※**単なる経費削減のための経費、施設の老朽化・破損に伴う設備の入れ替え等、対象経費とならないものがあります。**
- (4) 解雇、賃金引下げ等、不交付とする事由がないこと。

### 主な申請手続き・助成率・上限額・活用事例

- I 主な申請手続き
- 1 **助成金交付申請** 賃金引上げ及び業務改善計画を策定し、**交付申請書を労働局へ提出**
- 2 **実績報告・支払請求** 労働局の交付決定後に、**計画を実施し、その実績を労働局へ報告(※)**  
※ **交付決定前に支出した経費は助成対象経費になりません。**
- 3 **状況報告** 実績報告後の状況について労働局へ報告
- II 助成率・上限額
- 生産性向上のための設備投資等に要した費用に助成率を乗じて算出した額(※)を助成します。  
※ 当該額が助成の上限額を上回る場合は、上限額までとなります。
- 助成率** 事業場内最低賃金950円以上:3/4（生産性要件を満たした場合:4/5）※  
※ ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
- 上限額** 事業場内最低賃金の賃上げ労働者数に応じて次のとおりです。
- | コース区分  | 引上げ額  | 引き上げる労働者数 |       |       |       |       |
|--------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|
|        |       | 1人        | 2~3人  | 4~6人  | 7人以上  | 10人以上 |
| 30円コース | 30円以上 | 30万円      | 50万円  | 70万円  | 100万円 | 120万円 |
| 45円コース | 45円以上 | 45万円      | 70万円  | 100万円 | 150万円 | 180万円 |
| 60円コース | 60円以上 | 60万円      | 90万円  | 150万円 | 230万円 | 300万円 |
| 90円コース | 90円以上 | 90万円      | 150万円 | 270万円 | 450万円 | 600万円 |
- ※ 10人以上の上限額区分は、以下に該当する事業場が対象となります。  
物価高騰等要件: 原材料費の高騰等外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者。
- III 活用事例
- 1 多機能付きレジスターを導入することで、レジ作業にかかる時間が短縮され、生産性が向上した。
- 2 POSレジシステムを導入することで、接客にかかる時間が短縮され、生産性が向上した。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。  
詳しくは下記あてお問い合わせください。

北海道労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 011-788-7874

# 雇用管理制度等を整備して職場定着に取り組みたい！

## 人材確保等支援助成金

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等に取り組む事業主に対して助成する制度です。

### 雇用管理制度助成コース（新規計画受付休止中）

事業主が、新たに認定された雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））に取り組み、離職率を目標値以上に低下させた場合に、目標達成助成として57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を支給します。

### 人事評価改善等助成コース（新規計画受付再開）

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通して、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、目標達成助成として80万円を支給します。

### 外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して整備に要した費用の1/2（上限57万円）を支給します。

### テレワークコース

- ・ 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主を支援する助成金です。

<対象となる取り組み>

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器等の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修

<支給額>

- ・ 機器等導入助成：支給対象経費の50%（※）
- ・ 目標達成助成：支給対象経費の15%（賃金要件を満たした場合は25%）（※）

※次のいずれか低い方の金額が上限額：①100万円 又は ②20万円×対象労働者数

注)テレワークコースに係る支給要件や申請方法等の詳細については、北海道労働局雇用環境・均等部企画課へお尋ねください（Tel：011-788-7874）

人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」は、令和4年4月1日より整備計画の新規受付を休止しています。

（コースを廃止するものではありませんが、受付の再開時期は現時点では未定です）

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。か、北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターへお問い合わせください。

◆ 雇用助成金さっぽろセンター6F TEL：011-788-9132

◆ インターネットでの検索

人材確保等支援助成金

検索

◆ 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html)

# 職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みたい！

## 両立支援等助成金

仕事と育児・介護等が両立できる“職場環境づくり”に取り組む事業主を支援する助成金です。

### 制度の内容等

コース名／コース内容	支給額（休業取得/制度利用者1人当たり）
<b>出生時両立支援コース</b> （子育てパパ支援助成金） 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始	<b>①第1種（男性の育児休業取得）</b> <b>1人目 20万円</b> 対象労働者が子の出生後8週以内に育休開始 <b>2～3人目 10万円</b> <b>②第2種（男性育休取得率の上昇等）</b> <b>1年以内達成：60万円</b> 第1種受給年度と比較し男性育休取得率（%）が30ポイント以上上昇した場合等 <b>2年以内達成：40万円</b> <b>3年以内達成：20万円</b>
<b>育児休業等支援コース</b> 育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰	<b>①育休取得時 30万円</b> プランに基づき、3か月以上休業取得 ※無期雇用者、 <b>②職場復帰時 30万円</b> 有期雇用労働者各1人限り 育休から復帰後、6か月以上継続雇用
<b>育休中等業務代替支援コース</b> 育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施	<b>①育児休業中の手当支給 最大125万円</b> ・業務体制整備経費：5万円（育休1月未満 2万円） ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで <b>②育短勤務中の手当支給 最大110万円</b> ・業務体制整備経費：2万円 ・業務代替手当：支給額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで <b>③育児休業中の新規雇用 最大67.5万円</b> ※①～③合計で1年度10人まで、初回から5年間 代替期間に応じ以下の額を支給 ・最短：7日以上：9万円 ・最長：6か月以上：67.5万円
<出生時両立支援コース、育児休業等支援コース、育休中等業務代替支援コース共通> <b>育児休業等に関する情報公表加算</b> 申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、 <b>2万円</b> 加算 対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数 ※出生時両立支援コース（第2種）以外が対象。各コースごと1回限り。	
<b>柔軟な働き方選択制度等支援コース</b> 育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援	<b>制度を2つ導入し、対象者が制度利用 20万円</b> <b>制度を3つ以上導入し、対象者が制度利用 25万円</b> ※1年度5人まで
<b>介護離職防止支援コース</b> 「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就業形態の制度利用を支援	<b>介護休業 ①休業取得時 30万円</b> <b>②職場復帰時 30万円</b> ※休業、両立支援制度それぞれで1年度5人まで <b>介護両立支援制度 30万円</b>
<b>不妊治療両立支援コース</b> 不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、労働者が制度を利用	<b>環境整備、休暇の取得等 30万円</b> ※1回限り 対象労働者が5日（回）以上制度を利用

➤ その他、コースによりさらに支給額の**加算措置**があります。

➤ **中小企業事業主**が本助成金の対象となります。**中小企業事業主**の範囲は、以下のとおりです。

小売業（飲食業含む）	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本金または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

詳細な支給要件等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。【北海道労働局 雇用環境・均等部 企画課】へお問い合わせください。

◆ 札幌第1合同庁舎9F TEL：011-788-7874

◆ インターネットでの検索

両立支援等助成金

検索



# 労働時間等の改善により働き方改革に取り組みたい！

## 働き方改革推進支援助成金

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対し助成します。

### 制度の内容等

#### I 労働時間短縮・年休促進支援コース(申請期限 11月29日(金))

中小企業事業主が、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備を実施する場合に支給します。(以下①～③の成果目標から1つ以上を選択して実施する。)

- ①全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
- ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。
- ③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ特別休暇制度を新たに導入すること。

<支給額> 成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。(補助率は3/4又は4/5。上限額は最大①200万円、②25万円、③25万円。)

#### II 勤務間インターバル導入コース(申請期限 11月29日(金))

中小企業事業主が、**勤務間インターバル(※)の導入・拡充**のための取組を実施する場合に支給します。

※ 勤務間インターバルとは、**勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けること**で、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

<支給額> 成果目標を達成した場合、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。(補助率は3/4又は4/5。上限額は最大120万円。)

#### III 団体推進コース(申請期限11月29日(金))

1年以上の活動実績がある事業主団体等が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(「構成事業主」)の労働者の労働条件の改善のために、**時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合**に支給します。

<支給額> 対象経費の合計額、総事業費から収入額を控除した額及び上限額(500万円又は1,000万円)のうち、いずれか低い方の額

#### IV 業種別課題対応コース(申請期限11月29日(金))

令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された業種(運送業・建設業・病院等)の中小企業事業主が、労働時間の削減等働き方改革の推進に向けた取組を実施する場合に支給します。

成果目標や上限額などは業種により異なりますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

### 利用の流れ

次の①から③の順に手続きを行います。

- ①「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、北海道労働局雇用環境・均等部企画課に提出。
- ②交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施。**※交付決定前の取組は支給対象外です。**
- ③労働局に支給申請。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。

詳しくは下記あてお問い合わせください。

北海道労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 011-788-7874

## 問い合わせ先

### ■経済産業省関係

団体名	所在地	電話番号
北海道経済産業局 産業部 中小企業課 産業部 経営支援課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 URL : <a href="https://www.hkd.meti.go.jp/index.htm">https://www.hkd.meti.go.jp/index.htm</a>	011(709)2311
(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部 企業支援部 企業支援課	札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階 URL : <a href="https://www.smrj.go.jp/regional_hq/hokkaido/">https://www.smrj.go.jp/regional_hq/hokkaido/</a>	011(210)7471
中小企業大学校旭川校	旭川市緑が丘東3条2丁目2-1 URL : <a href="https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html">https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html</a>	0166(65)1200

### ■厚生労働省関係

団体名	所在地	電話番号
北海道労働局 職業安定部 職業対策課 ※雇用助成金さっぽろセンター	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階・6階 URL : <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/</a> ※雇用助成金さっぽろセンター ハローワーク札幌、札幌東、札幌北、江別の助成金の申請受理	左記HPをご参照ください
北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室	札幌市中央区北4条西5丁目1-4 大樹生命札幌共同ビル3階 URL : <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/</a> ハローワーク札幌、札幌東、札幌北、江別の助成金の申請受理	011(788)2294
北海道労働局 職業安定部 訓練課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階 URL : <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/</a>	011(738)5253
北海道労働局 雇用環境・均等部 企画課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階 URL : <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/</a>	011(788)7874
北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階 URL : <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/</a>	011(709)2715
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階 URL : <a href="https://hatarakikatakaiaku.mhlw.go.jp/top/consultation/hokkaidou.html">https://hatarakikatakaiaku.mhlw.go.jp/top/consultation/hokkaidou.html</a>	0800(919)1073
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部	札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号 北海道支部 URL : <a href="https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/">https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/</a>	代表 011(640)8822
北海道職業能力開発促進センター (ポリテクセンター北海道) 訓練第一課 訓練第二課 生産性向上人材育成支援センター	ポリテクセンター北海道 URL : <a href="https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/">https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/</a>	訓練第一課 011(640)8761 訓練第二課 011(640)8823 生産性センター 011(640)8828
高齢・障害者業務課	ポリテクセンター北海道内 URL : <a href="https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/01_ks.html">https://www.jeed.go.jp/location/shibu/hokkaido/01_ks.html</a>	011(622)3351
旭川訓練センター (ポリテクセンター旭川)	旭川市永山8条20丁目3-1 URL : <a href="https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/">https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/</a>	訓練課 0166(48)2327
釧路訓練センター (ポリテクセンター釧路)	釧路市大楽毛南4丁目5-57 URL : <a href="https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/">https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/</a>	訓練課 0154(57)5938
函館訓練センター (ポリテクセンター函館)	函館市日吉町3丁目23-1 URL : <a href="https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/">https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/</a>	訓練課 0138(52)0323
北海道職業能力開発大学校 (北海道ポリテクカレッジ)	小樽市銭函3丁目190 URL : <a href="https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/">https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/</a>	援助計画課 0134(62)3551
北海道障害者職業センター 札幌本所	札幌市北区北2条西5-1-1 札幌サンプラザ5階 URL : <a href="https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hokkaido/">https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hokkaido/</a>	011(747)8231
北海道障害者職業センター 旭川支所	旭川市4条通8丁目右1号 LEE旭川ビル5階 URL : <a href="https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hokkaido/">https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hokkaido/</a>	0166(26)8231

■道内ハローワーク

安定所名	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区南10条西14丁目2-28 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo.html</a>  北海道ビジネスサポート・ハローワーク 札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9階 ※助成金の活用に関する案内・相談	011(562)0101  011(200)1622
札幌東	札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/hw-higashi2.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/hw-higashi2.html</a>	011(853)0101
江別出張所	江別市4条1丁目	011(382)2377
札幌北	札幌市東区北16条東4丁目3-1 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/hw-kita.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/hw-kita.html</a>	011(743)8609
函館	函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎 分庁舎 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/_119652/">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/_119652/</a>	0138(26)0735
江差出張所	檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	0139(52)0178
八雲出張所	二世郡八雲町相生町108番地8 八雲地方合同庁舎1階	0137(62)2509
旭川	旭川市春光町10-58 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa/">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/asahikawa/</a>	0166(51)0176
富良野出張所	富良野市緑町9-1	0167(23)4121
帯広	帯広市西5条南5丁目2 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/obihiro.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/obihiro.html</a>	0155(23)8296
池田分室	中川郡池田町西2条2丁目10番地	015(572)2561
北見	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00112.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00112.html</a>	0157(23)6251
遠軽出張所	紋別郡遠軽町1条通北4丁目1	0158(42)2779
美幌分室	網走郡美幌町仲町1丁目44番地	0152(73)3555
紋別	紋別市南が丘町7丁目45-33 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00089.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00089.html</a>	0158(23)5291
小樽	小樽市色内1丁目10番15号 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/otaru.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/otaru.html</a>	0134(32)8689
余市分室	余市郡余市町大川町2丁目26番地	0135(22)3288
滝川	滝川市緑町2丁目5番1号 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00088.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00088.html</a>	0125(22)3416
砂川出張所	砂川市西6条北5丁目1	0125(54)3147
深川分室	深川市1条18番10号	0164(23)2148
釧路	釧路市富士見3丁目2番3号 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00098.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00098.html</a>	0154(41)1201
室蘭	室蘭市海岸町1丁目20番地28 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00127.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00127.html</a>	0143(22)8689
伊達分室	伊達市網代町5番地4	0142(23)2034
岩見沢	岩見沢市5条東15丁目 岩見沢地方合同庁舎 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00168.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00168.html</a>	0126(22)3450
稚内	稚内市末広4丁目1番25号 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00082.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00082.html</a>	0162(34)1120
岩内	岩内郡岩内町字相生199番地の1 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00122.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00122.html</a>	0135(62)1262
俱知安分室	虻田郡俱知安町南1条東3丁目1番地 俱知安地方合同庁舎	0136(22)0248
留萌	留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00079.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00079.html</a>	0164(42)0388
名寄	名寄市西5条南10丁目2-2 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00093.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00093.html</a>	01654(2)4326
士別出張所	士別市東4条3丁目1-17	0165(23)3138
浦河	浦河郡浦河町堺町東1丁目5番21号 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00096.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00096.html</a>	0146(22)3036
静内分室	日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンタービル3階	0146(42)1734
網走	網走市大曲1丁目1番3号 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00074.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00074.html</a>	0152(44)6287
苫小牧	苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00084.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00084.html</a>	0144(32)5221

根 室	根室市弥栄町1丁目18番地 根室地方合同庁舎4階 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00076.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00076.html</a>	0153(23)2161
中標津分室	標津郡中標津町東2条南2丁目1番地1 中標津経済センタービル	0153(72)2544
千 歳	千歳市東雲町4丁目2-6 URL: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00117.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/newpage_00117.html</a>	0123(24)2177
夕張出張所	夕張市本町5丁目5番地	0123(52)4411

■北海道関係

団体名	所在地	電話番号
北海道経済部 食産業振興課 経済企画課 中小企業課 産業振興課 雇用労政課 産業人材課	札幌市中央区北3条西6丁目 URL: <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	代表 011(231)4111
空知総合振興局	商工労働観光課 岩見沢市8条西5丁目 URL: <a href="https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0126(20)0061
石狩振興局	商工労働観光課 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 URL: <a href="https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	011(204)5827
後志総合振興局 小樽商工労働事務所	商工労働観光課 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 URL: <a href="https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/</a> 小樽市富岡1丁目14番13号	0136(23)1362 0134(22)5525
胆振総合振興局	商工労働観光課 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル URL: <a href="https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0143(24)9589
日高振興局	商工労働観光課 浦河郡浦河町栄丘東通56号 URL: <a href="https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0146(22)9282
渡島総合振興局	商工労働観光課 函館市美原4丁目6番16号 URL: <a href="https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0138(47)9459
檜山振興局	商工労働観光課 檜山郡江差町字陣屋町336-3 URL: <a href="https://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0139(52)6641
上川総合振興局	商工労働観光課 旭川市永山6条19丁目1番1号 URL: <a href="https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0166(46)5940
留萌振興局	商工労働観光課 留萌市住之江町2丁目1-2 URL: <a href="https://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0164(42)8440
宗谷総合振興局	商工労働観光課 稚内市末広4丁目2-27 URL: <a href="https://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0162(33)2528
オホーツク総合振興局	商工労働観光課 網走市北7条西3丁目 URL: <a href="https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0152(41)0636
十勝総合振興局	商工労働観光課 帯広市東3条南3丁目 URL: <a href="https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0155(27)8537
釧路総合振興局	商工労働観光課 釧路市浦見2丁目2番54号 URL: <a href="https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0154(43)9181
根室振興局	商工労働観光課 根室市常盤町3丁目28番地 URL: <a href="https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/">https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/</a>	0153(24)5619
(公財)北海道中小企業総合支援センター	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 URL: <a href="https://www.hsc.or.jp/">https://www.hsc.or.jp/</a>	011(232)2001
道南支部	函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	0138(86)6695
十勝支部	帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155(67)4515
釧路支部	釧路市大町1丁目1番地1号 釧路商工会議所内	0154(64)5563
道北支部	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	0166(68)2750
日胆支部	室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	0143(47)6410
オホーツク支部	北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内	0157(31)1123
(地独)北海道立総合研究機構	札幌市北区北19条西11丁目 URL: <a href="https://www.hro.or.jp/">https://www.hro.or.jp/</a>	011(747)2900
工業試験場・ものづくり支援センター	札幌市北区北19条西11丁目 URL: <a href="https://www.hro.or.jp/industrial/research/iri/">https://www.hro.or.jp/industrial/research/iri/</a>	011(747)2345
食品加工研究センター	江別市文京台緑町589番地4 URL: <a href="https://www.hro.or.jp/industrial/research/food/">https://www.hro.or.jp/industrial/research/food/</a>	011(387)4132

■地域産業支援機関

団体名	所在地	電話番号
(公財) 函館地域産業振興財団	函館市桔梗町379番地 URL : <a href="https://www.techakodate.or.jp/">https://www.techakodate.or.jp/</a>	0138(34)2600
(公財) 道央産業振興財団	苫小牧市字柏原32番地の27 URL : <a href="http://dohgi.tomakomai.or.jp/">http://dohgi.tomakomai.or.jp/</a>	0144(51)2770
(公財) 室蘭テクノセンター	室蘭市東町4丁目28番1号 URL : <a href="http://www.murotech.or.jp/">http://www.murotech.or.jp/</a>	0143(45)1188
(一財) 旭川産業創造プラザ	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 URL : <a href="https://www.arc-net.co.jp/">https://www.arc-net.co.jp/</a>	0166(68)2820
(一社) 北見工業技術センター運営協会	北見市東三輪5丁目1番地4 URL : <a href="https://www.kitami-itc.or.jp/">https://www.kitami-itc.or.jp/</a>	0157(31)2705
(公財) とかち財団	帯広市西22条北2丁目23-9 URL : <a href="https://tokachi-zaidan.jp/index.php">https://tokachi-zaidan.jp/index.php</a>	0155(38)8808
(公財) 釧路根室圏産業技術振興センター	釧路市鳥取南7丁目2番23号 URL : <a href="https://www.senkon-itc.jp/">https://www.senkon-itc.jp/</a>	0154(55)5121

■道内の高等技術専門学院・障害者職業能力開発校

学院名	所在地	電話番号
札幌高等技術専門学院	札幌市東区北27条東16丁目1番1号 URL : <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sps/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sps/</a>	011(781)5541
函館高等技術専門学院	函館市桔梗町435番地 URL : <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/hks/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/hks/</a>	0138(47)1121
旭川高等技術専門学院	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号 URL : <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ahs/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ahs/</a>	0166(65)6667
稚内分校	稚内市末広4丁目2番27号(宗谷合同庁舎内)	0162(33)2636
北見高等技術専門学院	北見市末広町356番地1 URL : <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kts/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kts/</a>	0157(24)8024
室蘭高等技術専門学院	室蘭市みゆき町2丁目9番5号 URL : <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/mrs/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/mrs/</a>	0143(44)3522
苫小牧高等技術専門学院	苫小牧市新開町4丁目6番10号 URL : <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tms/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/tms/</a>	0144(55)7007
帯広高等技術専門学院	帯広市西24条北2丁目18番地1 URL : <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ois/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ois/</a>	0155(37)2319
釧路高等技術専門学院	釧路市大楽毛南1丁目2番51号 URL : <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kss/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kss/</a>	0154(57)8011
障害者職業能力開発校	砂川市焼山60番地 URL : <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/</a>	0125(52)2774

■その他関係機関

団体名	所在地	電話番号
北海道信用保証協会	札幌市中央区大通西14丁目1番地 URL : <a href="http://www.cgc-hokkaido.or.jp/">http://www.cgc-hokkaido.or.jp/</a>	011(241)5554
北海道商工会連合会	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル4階 URL : <a href="http://www.do-shokoren.or.jp/">http://www.do-shokoren.or.jp/</a>	011(251)0102
北海道中小企業団体中央会	札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル3階 URL : <a href="http://www.h-chuokai.or.jp/">http://www.h-chuokai.or.jp/</a>	011(231)1919
ジョブカフェ北海道	札幌市中央区北4条西5丁目大樹生命札幌共同ビル7階 URL : <a href="https://www.jobcafe-h.jp/">https://www.jobcafe-h.jp/</a>	011(209)4510
[地方拠点]		
ジョブカフェ・ジョブサロン函館	函館市本町32-15 丸井今井函館店4階	0138(31)6060
ジョブカフェ・ジョブサロン旭川	旭川市1条通8丁目 フィール2階 旭川まちなかしごとプラザ内	0166(26)8808
ジョブカフェ・ジョブサロン釧路	釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーマンズワーフM002階(EGG側)	0154(24)2122
ジョブカフェ・ジョブサロン帯広	帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階	0155(26)2130
ジョブカフェ・ジョブサロン北見	北見市大通西2丁目1番地まちきた大通ビル5階 ジョブサポートきたみ内	0157(25)1544
北海道職業能力開発協会	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 URL : <a href="https://www.h-syokunou.or.jp/">https://www.h-syokunou.or.jp/</a>	011(825)2385
(一財) 電源地域振興センター 地域振興部 振興業務課	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3-3 堀留中央ビル7階 URL : <a href="http://www2.dengen.or.jp/">http://www2.dengen.or.jp/</a>	03(6372)7305